

天津の夜襲と同日に起つてゐることに依つても明である。叛亂保安隊は三十日逃走して第二十九軍に合せんとしたが、我軍は北京地方に於てこれを攻撃し約一千名を武装解除した。併乍無辜の多數の同胞が暴戾慘虐なる支那兵の手にかかり、悲壯なる最後を遂げるに至つたことは誠に殘念至極で、私の最も遺憾とするところで、この度犠牲となられた方に對し衷心より哀悼の意を表するものである。

冀東防共自治政府は今回の通州事件の勃發に會ひ、長官殷汝耕氏は目下某地に謹慎中であるが、七月三十一日祕書長池宗墨氏が長官代理に就任することとなつた。

我軍の戦績

並に宋の戦闘報告

●我が支那駐屯軍司令部は八月二日次の如く、北苑、南苑並に天津に於ける戦績を發表した。

駐屯軍司令部戦績發表（八月二日）

a 鈴木部隊は一日（八月）午後八時頃より北苑にある阮元武の獨立第三十九旅（兵員三千二百）の武装解除を實施せり、同所に於ける押收品左の如し。

手榴弾五顆（一顆積トラック五臺）

b 南苑の戦闘に於ける敵の遺死體は二千名を下らず、支那側の發表に依れば五千と言ふ、捕虜百名、同戦闘に於ける我軍の鹵獲せる武器左の如し。
野砲四門、飛行機二機、軍馬千頭、その他武器彈薬無數

c 天津市内の掃蕩を以て完了せり、押收武器は別第一區の掃蕩を以て完了せり、押收武器は左の如くである。

小銃約四千挺、重機関銃百挺、小銃弾三十萬發、

手榴弾五顆（一顆積トラック五臺）

八月三日、保定にある宋哲元は次の如き戦闘報告の通電を發し、中國人に對しその真相を報じてゐる。

宋哲元戦闘報告（八月三日）

宋哲元は中央を擁護し、平津地方を確保して來たが七月七日、蘆溝橋事件發生以來日本に抗して戰ふ事二十日餘、我吉星文團長傷つき、三十七師の死傷者千名以上に達し、更に二十六日郎坊事件起り五百餘名の死傷者を出す。同日廣安門に於て、二十七日通州及團河村に於ても莫大の損害を受く、二十八日には南苑、北苑、沙河鎮で戰ひ南苑の第三十八師三ヶ團が極力奮戦したるも死傷者千名以上に達し、我軍師長趙登禹等は遂に身を以て國に殉す。楊幹三、阮玄武兩軍も死傷千名を下らず、二十九日天

津に戰端を開き、これ亦死傷千餘を出せり。これ等各戦闘の損害を合すれば實に五千餘の兵を喪失し、この外軍需品の損失算なし、以上は今次作戦の概況にして哲元の措置當を失するものあり。國家の嚴重なる處分に値す、依つて此處に二十九軍長の職を馮治安に委ね中央の決を俟つ、哲元近日精神振はず、休養の上再び國に報ゆ、國人の眞相不明を惧れ取敢へずこゝに報告す。

平津兩治安維持會の成立

○天津治安維持會決議並に陣容

○北平地方維持會成立宣言

○天津治安維持會布告

支那の民衆は多年の混亂に依つて徹底的に訓練され來た獨特の自治本能を有してゐる。この本能は今次の事變に際しても遺憾なく發揮せられ、自己防衛の積極的活動を見るのである。即ち八月二日には北平維持會がその成立を見、北平の治安維持の爲活動を開始して居り、更に天津にも同様治安維持會が樹立された。兩維持會の成立布告を收録して以て、亂に處して動ぜざる支那人の自治本能を見ることとする。

北平地方維持會では八月二日付で成立宣言を發表北平各機關に通達すると同時に市内要切々茲に布告す。

天津治安維持會委員長 高凌蔚

による平津地方窮民救濟の爲八月三日天津治

安維持會に銀十萬元を寄贈した。

當時窮民の食糧問題解決に苦しみつゝあつた維持會はこの恩はざる寄贈に感謝の言葉を知らなかつたと傳へられた。

而して同治安維持會は八月六日次の如くその陣容を固めてゐる。

天津治安維持會陣容

委員長 高凌蔚
委員 王竹林、王曉岩、張炳兆、張子柳、劉玉書、孫潤宇、方若、沈月午、鄧傳善、邱玉堂
祕書長 劉紹琨
總務局長 孫潤宇
社會局長 王竹林
銀行、公會を通じ十萬元を慈善聯合會に與へ、避難民の救濟に當ること。

一、本決議は委員長責任を以てこれを實行に移すこと。

我支那駐屯軍司令官香月中將は、此次事變の如き布告を爲した。

○日本軍入城指令聲明

勇猛果敢な皇軍の活躍に依つて平津の戰時は早くも一段落の段階に達した。即ち八月三、四兩日平綏線新保安、榆林堡方面の高桂滋軍に對する爆擊、五、六兩日良鄉方面に於ける二十九軍敗殘兵の掃蕩等が行はれた外は小康狀態を呈するに至り、平津兩市は治安維持會はその得意の自治本能と我駐屯軍の協力との下に着々所期の目的に向つて進みつゝあつた。

天津治安維持會は八月一日成立と同時に次

了す、希くば同邦君子教言を賜はば幸甚なり。

北支の痛。第二十九軍潰滅してなく、治安維持會はその得意の自治本能と我駐屯軍の協力との下に着々所期の目的に向つて進みつゝあつた。

天津治安維持會は八月一日成立と同時に次

<p

河北年鑑

地を爲し、盛んに陣地を構築してゐた。天津方面で敗退した第三十八師は馬廠（天津南方約十五里）附近に集結中の模様であつた。

南歸道錄



め、八月十日頃迄には中央直系たる第十三軍（湯恩伯）に屬する第八十九師（王仲廉）は南口

殺事件の實地検證の結果左の通である。
八月十日正午より約八時間に亘つて我方より田尻駐在武官、山内陸戰隊參謀、吉岡、福井兩領事、東川憲兵少尉、支那側より周海工部局側よりクローチ特察長（英人）等立會の上實地検證を行つたが支那側は事件の直接關係者及實見者を出さず、主として、趙副官が我方の質問に應答し、その言ふ所は全然情理を失ひ、只管眞相を糊塗せんとして辯明これ努めるに過ぎず、我方に射殺せられたりと稱する支那兵の死體の如きは現地附近になく、檢證を行ふことが出来ず、大山大尉が飛行場に突入せんとして事件を發せりとの支那側の主張に對しては、十月以來支那側新聞紙は所説を三度も更改せる状況にして、我方の自動車實地運轉に依る立證に對して遂に何等明確なる説明出來ず、自動車防近には射し空薬莢等多數あり車體の彈痕は小銃、機關銃を以て遠距離から發射亂擊を行つたもので結局我方より先に射擊せりといふが如きは事實無根で、支那側は被害者を車内より引き出し、軍服を着用せる我死體に對し鬼畜に等しい慘酷なる行爲を加へた事が確認された、尙自動車の機械は完全であつて、齊藤兵曹の死亡を依り停車したものである事が明瞭となつた。

て許すべからざる鬼畜の蠻行は、實に我に對する積極的なる挑戰行爲である事は論を待たない。それは即ち帝國の威信と名譽に對する最大の侮辱であつた。

場所は即ち上海租界土地章程の規定に基き租界接續地又は租界外公共用の目的を以て構築されたエキステンション路である。從來同所は租界同様の取扱を受け、内外人自由に通行し得るものであつて、支那側保安隊、その他官憲軍隊が外國人の通行を禁止し又は制限し、妨害する等の權利の有せざる場所である。

人は即ち制服を着用し、公務執行中の軍人である。軍隊乃至軍人は一國の威信と名譽を代表したものとされてゐる。外國に於ては軍隊又は軍人は不可侵權を有するもので、これに對する攻撃の如きは當該國に對する最大侮辱である。

南京に於ける全國々防會議は前述の如く、その全面的抗日戰の態度を明にして既に北上を開始した。あたかもその時、上海に於ては大山事件の勃發である。

忍耐に忍耐を重ねての我不擴大方針は支那の絶対に容れざるところとなり終に杉山陸相をして「隱忍にも限度あり。斷乎、背信を膺懲せん」(八日九日第七十一議會閉會後初めての記者團との會見に於て)と語らしめるに至つたのである。

を傾けて努力した。即ち十一日午後七時日高參事官は外交部を訪問外交部長陳介と會見して虹橋事件に依り曝露された上海の治安の脅威について

一、日本人居留民地域附近の保安隊の撤收
一、停戦地圏内に於ける各般の軍事施設の撤去

の二項に關し申し入れ尙もその平和的解決を計つたのである。同參事官は同時に現地と併行に、上海の治安維持と邦人居留民の生命財産保護について國民政府の考慮を要請したのであつた。

同日午後七時中原南京駐在海軍武官も亦海軍部に陳紹寛部長を訪問、日高參事官同様大山事件に關して嚴重抗議を行ひ、上海附近の治安維持に言及し、保安隊の撤退、その他について會談を遂げた。

岡本領事は同日午後五時市政府を訪問、上海市長俞鴻鈞と會見、大山事件に關し、前述の日高參事官提出の二事項と同様事項を提示したに對し、俞市長は「昨十日以來日本人居留地に接近せる地帶に保安隊の進出を禁止して居り、更に停戦地域内の支那防禦施設も自發的に撤收を開始してゐる」旨を答へた。

上海に大軍集結

八月九日午後六時半頃

頃には完全に南口鎮を占據した。

當面の敵は支那第八十九師（王仲廉）麾下の第二百六十五旅の一團でこの戰鬪こそ中央軍との最初の衝突であつた譯である。

(八月十三日)

B 大山事件（上海）

八月九日午後六時半頃上海特別陸戦隊海軍中尉大山勇夫氏は一等水兵齋藤要藏氏の運転する陸戦隊自動車にて上海虹桥飛行場東方越界路、碑坊路上に於て支那保安隊のために射撃せられ慘殺さるゝに至つた。齋藤一等水兵も亦同様全身に銃創、刀創を受け、所持品一切を掠奪されて言語に絶する虐殺に會ふたのである。

それより前上海の空氣は益々緊迫の度を加へ、市政府を中心とする江灣、閘北一帯には盛んに土嚢塹壕を構築し、正規兵は、保安隊の正服に扮して、公然と武装を行ひ、連夜演習を續け然も夜間は租界より市政府方面に至る江灣、江陰は一齊に交通を禁止し、同方面的空氣をいやが上にも無氣味に緊張せしめてゐたのであつた。

事實前述の大山事件の發生は、今次の事變を跳躍的に悪化させめた大事件であつた。支那側は例に依り、盛に口實を構へて眞相を糊塗すべく狂奔した。大山事件に關し八月十三日海軍省副官談發表に依れば次の如くである。

大山事件に關する海軍省副官談

同時に上海停戦協定を公然蹂躪した。同地域内にある保安隊は一萬に近く、野砲、迫撃砲、機關銃を有する完全な部隊で停戦區域内に土嚢、塹壕を構築し、完全なる對戦態勢を整へてゐる上に、南京鎮江には第八十八師、蘇州には第八十七師、上海南方の松江、嘉興の間に第五十五、六、七の三ヶ師、無錫、常州の鐵路に沿うて第三十六師が駐屯配備された。加之、空軍が杭州、康徳、南京等に待機してゐた。上海はこれ等約十萬に近い兵力に依つて完全に包囲されたのである。

衝突直前における支那側の配備状況は次の如くである。

左側は第一線とし

- 路を経て江灣競馬場並に復旦大學方面を通
過、東へ港灣より南に折れ北停車場に至る
線に對して堅固な堡壘を構築、我陸戰隊包
圍陣を完成、その内遠東運動場附近で南北
に三線の陣地を固めてゐた。

B　閘北一帶及び停戰協定線を出で上海市内
に出てゐる保安隊、警察局員約一萬二千、
その内には第八十一、二、八各師の一部が
保安隊に姿をかへて潜入しつゝあつた。

C　以上の兵力を大別すると北停車場北方保
安總隊本部に約壹千名、西顧宅附近の高境
警察大隊に約壹千名集結、閘北方面で貳千
名の保安隊と同數の正規軍に類する者とな

府に出勤する能はず、フランス租界に於て執務中。

八月十二日夜に入ると共に我上海陸戦隊は租界警備の爲出動配備についた。同日午後八時我陸戦隊は「今夜陸戦隊の一部は租界内の警戒配備についた。これは租界近くに統制のとれない軍隊が近づいた爲租界内の秩序維持のためである」と發表、その行動を明にした。

交戦状態に入る

八月十三日午後四時ころ支那軍は八字橋及び西八字橋を爆破、同時に八字橋方面の我部隊に對し山砲、野砲を以て猛烈に砲撃して來た。

我方は己むなく迫撃砲を以て應戦し、敵を東方に撃退した。我軍に死傷者なし。時に八字橋以西の敵も沈黙するに至つた爲、我軍も亦砲撃を中止した。戰は交緩狀態に入つたが敵は東部方面で其美路第二橋を（十三日午後四時）爆破した旨傳へられた。

八月十四日支那正規兵は夜陰に乘じて續々北停車場に集結、午前四時半新公園二百米北方附近の相當部隊の敵は執拗に逆襲して來た。我方は猛烈に反撃してこれを沈黙せしめた。

昨夜來怪しい雲行を見せてゐた颶風の影響下にあつた天候は十四日午前四時頃俄然暴風雨と化し、八字橋を中心として全面的に挑戦

我れ自律の爲必
要の措置を執る

- 現地憲兵隊、總領事警察の在留邦人に對する傳單
 - 内閣書記官長談話
 - 帝國政府「支那覺醒」聲明
 - 海軍省應戰聲明
 - 長谷川第三艦隊司令長官勸告
 - 國民政府聲明要旨

上海の態度險惡の度を加へ、支那軍益々挑行爲を露骨に示し物情騒然たる有様に、我兵隊、總領事警察では八月十三日在留邦人對し

 - 一、市民は情勢緊迫に處しあくまで慎重國家の機密を護るべし。
 - 一、前線に對し協力共同防衛をなすべし。
 - 一、火元に注意すべし。

し来る租界包圍軍と皇軍との第一線に於ける
白兵戦は凄惨、暴風雨中に展開されたのである。

脅威する態勢を持し、大上海市東北方面から攻勢に出で、支那の所謂革命戦術遊撃戦法の下に我陸戦隊を中心とする邦人居留地虹口一帯を攪亂せんとの作戦體型を整へてゐたので



海軍省發表上海一船狀況
(八月十二日)

ある
この急迫した情勢に善處すべく我陸戰隊は八月十二日より非常警戒につくに至つた。英、米、佛等の諸外國人も避難を開始、南京、上海間の旅客列車は同日朝來停止、軍隊の輸送に忙殺され、上海全市に保安隊が集中された。而してこの混亂の中に邦人に對する不法事件が續出したのである。共同租界でも亦二千の義勇兵を召集して警戒配備を完了した。

海軍省は八月十二日副官談の形式を以て上海の一般状況を次の如く發表した。

海軍省發表上海一般狀況

(八月十二日副官談)

一、支那軍は續々上海附近に集中を開始、今曉吳淞附近より江灣にかけて戰備を開始し租界、閘北の境界線國際通路上及び附近家屋の窓に土嚢を築き、機關銃を備へ情勢極めて緊迫し一觸即發の姿勢にあり。

二、豊田紡績對岸蘇州を距てる野村伐材會社は本日保安隊の妨害に依り作業を続けるを得ず、日本人社員等は辛ふじて租界内に避難し來れり、郊外居住邦人の身邊は危險なり。

三、駐在武官室、陸戰隊總領事館その他邦人使用的市内電話は本日正午頃より殆ど不通となれり。

四、上海市廳は吳淞方面危險のため本日市政

一、國家に危害を及ぼすと見らるゝものは
發見次號即刻通報せよ。
との傳單を配布、その協力を求めた。一般邦
人は極めて冷靜で、自警團を組織して統制あ
る行動を續けた。
上海の風雲急に應じて、八月十三日閣議決
定を經て帝國政府は書記官長談の形式を以て
次の如く、その態度を闡明にした。

內閣書記官長記

大山事件發生以來上海の治安を脅威するが如き事態に立ち到る事を防ぐため我方は慎重自制し、嚴重公正なる態度を以て事に當つて來たが、支那側は停戦協定を蹂躪して正規軍を上海に入市せしめ挑戦的態度にて來つた、仍て我方は停戦協定委員會の招集を求め、支那側の反省を要望し列國も亦之を勧請する所があつたが支那側は依然として兵を停戦協定區域内に配備して、今や上海の治安は危機に直面するに至つた。本日の閣議に於てはこの緊迫せる事態に處し萬一の場合に應ずる措置につき種々協議を遂げたが、同方面情勢の悪化は一に支那側の責任にあるのであるから、この際政府は同方面に於て支那側の挑戦的態度を拠棄せしめ事態一層悪化を防ぐため、支那政府に對し嚴重なる交渉をなすと共に居留民の保護について萬全の措置を講ずることとなつた。

然も支那空軍は横暴にも十四日に至り前述の如く我艦船に對し爆撃を加へ、戰備を固くして挑戦し來つた。此處に於て帝國は完全にその勘忍袋の緒を切り、決然として膺懲の爲立つたのである。その間の事情を了解する爲特に政府並に海軍省、第三艦隊司令官の發した聲明乃至勸告を左に收錄する。

即ち政府は支那飛行隊の盲目的不法且つ無軌道な爆撃のために、上海の事態が益々悪化の傾向にあり、我居留民の安全、權益保護の爲には一層の決意と萬端の準備を必要とすることを認め、八月十四日臨時緊急閣議を開催（首相官邸）種々協議の結果次の如き申合せをする。すと同時に、中外に決意を聲明したのである。

申合（昭和十二年八月十四日臨時緊急閣議）
今朝來の支那軍の暴戾は言語に絶し夙に在留邦人のみならず、在留外人及び支那良民の生命財産に甚だしき損害を加へたが、日本政府はこの事態に處し迅速に國際的忠實なる手段を講ずる事とし、先づ即刻食料品、藥品を現地に急送し在支同胞は勿論列國在留民及支那良民を救恤する事とした。

帝國政府「支那覺醒」聲明
(八月十五日)

帝國は夙に東亞永遠の平和を冀念し日支兩國の親善提携に力を致せるは久しきに及べり、然るに南京政府は排日抗日を以て國論を高揚せしめ政權強化の具に供し自國々力の過信と帝國の實力輕視の風潮と相俟つて更に赤化勢力と苟合して反日侮日いよ／＼甚だしく以て帝國に敵對せんとするの機運を醸成せり、現に幾度か惹起せる不祥事は何れもこれに因由せざるなし、今次事變の発端も亦斯くの如き機運の爆發點を偶々赤定河畔に選びたるに過ぎず通州に於ける神人ともに許さざる慘虐の事件の因由も亦こゝに發す、更に中南支においては支那側の挑戦的行動に起因し帝國臣民の生命財産の總て危殆に瀕し我が居留民は多年營々として建設せる安住の地を涙を呑んで遂に一時撤退するの止むなきに至れり。

顧れば事變發生以來屢々聲明したる如く帝國は隱忍に隱忍を重ね事件の不擴大を方針として努めて平和的局地的に處理せん事を企圖し平津地方における支那軍の屢次の挑戦或は不法行為に對しても我が支那駐屯軍は交通線の確保および我が居留民保護のため眞に已むを得ざる自衛行動に出でたるに過ぎず、而も帝國政府は夙に南京政府に對して挑戦的言動の即時停止と現地解決を妨害せざるやう注意を喚起したるにも拘らず南京政府は我が勸告を聞かざるのみか却つて益々我が方に對し戦備を整へ現在の軍事協定を破り、顧るところ

なく軍を北上せしめて我が支那駐屯軍を脅威し又漢口上海その他においては兵を集め愈々挑戦的態度を露骨にし上海においては遂に我に向つて砲火を開き帝國軍艦に對して爆撃を加へるに至りたり、斯く支那側は帝國を輕侮せんとするの如き不祥事は何れもこれに因由せざるなし、今次事變の発端も亦斯くの如き機運の爆發點を偶々赤定河畔に選びたるに過ぎず通州に於ける神人ともに許さざる慘虐の事件の因由も亦こゝに發す、更に中南支においては支那側の挑戦的行動に起因し帝國臣民の生命財産の總て危殆に瀕し我が居留民は多年營々として建設せる安住の地を涙を呑んで遂に一時撤退するの止むなきに至れり。

然れども帝國の庶幾するところは日支の提携にありこれがため支那における排外抗日運動を聞かざるのみか却つて益々我が方に對し戦備を整へ現在の軍事協定を破り、顧るところ

海軍省應戰聲明
(八月十四日)

大山事件に於ける支那側の不法極まる暴虐行為は日支兩國委員及工部局員立會の實地検證に依りいよ／＼明白に確認せられたるにも

拘らず、支那側はその非を全く顧みず、却つて不逞にも我方に対する積極的進攻の態度を示し、上海方面の事態は頓に緊迫したるも、我方としては多數各國人の居住する國際都市たるの故を以て、自重に自重を重ね、殊に十三日列國大使より日支兩國に對し調停の申出であり、我方はこれに對し審議中なりし爲、昨日來の支那側の不法攻撃に對しては單に應戦に止め、支那飛行機の租界内低空飛行にも特に攻撃を加へざりしが、十四日午前十時ころ支那飛行機十數機は我艦船、陸戰隊本部及總領事館等に對し爆撃を加ふるの不法を敢てし暴戾言語に絶す、帝國海軍は今日まで隱忍を重ね來たりしが、今や必要にして且つ有效なるあらゆる手段をとらざるべからざるに至れるは從來の念願に鑑み甚だ遺憾とするところなるも亦已むを得ざる次第なり。

第三艦隊司令長官勸告

(八月十四日)

支那軍隊の挑戦的攻撃を受けた我第三艦隊は自衛の爲必要とする措置を執るの已むなきに至り、仍つて支那軍隊の占據する地域及びその軍用施設附近にある地方住民は直ちに右以外の適當なる地に撤去せん事を勸告す。

昭和十二年八月十四日

長谷川第三艦隊司令長官

國民政府外交部は八月十四日附開文の重大聲明を發し「自衛權の下に一切の行動の自由」を宣言した。

八月十四日前十時過ぎ支那軍用機三機は新公園方面より現れて、我陸戰隊本部をめがけて盛んに爆弾を投下し、又四機は楊樹浦の紡績工場地帯に現れて黃浦江上の我軍艦を爆撃した、更に午後一時、四時と數回に亘つて十數臺の敵機が大膽にも我方に向つて爆彈を投下した。我碇泊中の軍艦及陸戰隊が高射砲、高射機關銃を以て一齊に應戦した爲、我に殆んど損害を與ふることなくして擊退された。

今日午後一時我艦載機二機は支那軍陣地視察の上、北停車場方面の敵を掃射し一旦歸還更に午後四時二度敵情偵察中、上海の南方上空で敵機四機と遭遇、壯烈な空中戦を展開遂に敵機三機を射落した。

この日、支那機の爆撃に依る我方の損害は公大紗と海底電線修理船沖縄丸に多少受けたのみであるが、血迷つた支那機は租界内至るところ盲目滅法に爆弾を投下した爲、外支人側に多大の損害を與へ、英人經營の和洋行の虹口碼頭倉庫、浦東のアジャ石油タンク、南京路カセイ・パレス兩ホテル、歡樂境大世界

八月十六日

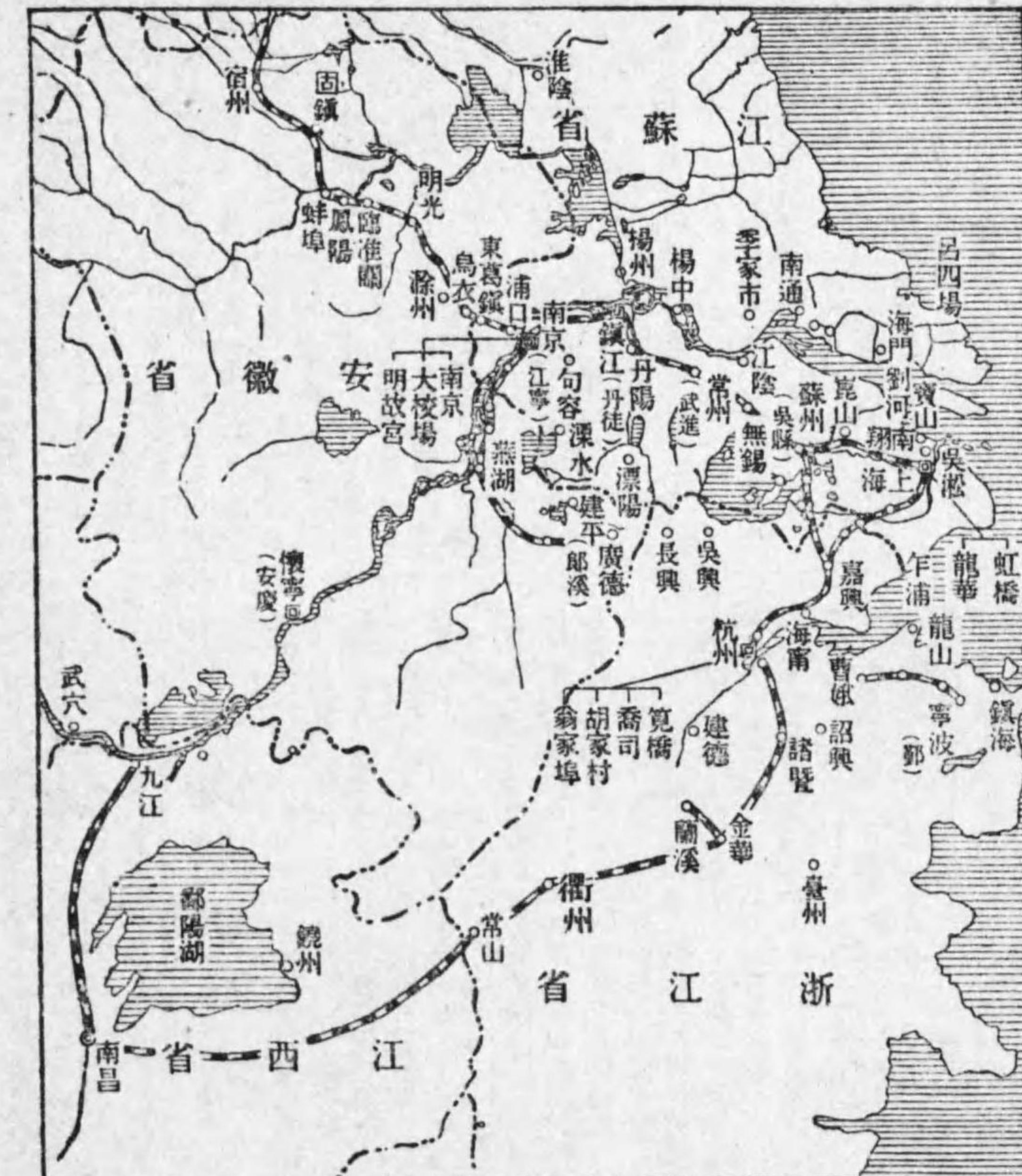
【註】發表の日を示す以下同様

八月十六日午後二時四十五分 海軍省公表

八月十四日、わが〇〇海軍航空隊〇〇機は〇〇を出發し途中惡天候に抗し、その一部は午後六時半ころ寛橋、杭州及び喬司飛行場を、

中支要圖

五五八



他の一部は午後七時ころ廣德飛行場を爆撃したがこの空襲で寛橋格納庫一棟及び庫外飛行機數機、廣德格納庫二棟及び庫外飛行機十數機を爆破し空中戦闘により敵の戦闘機四を擊墜した。

×

この杭州爆撃の際被害を被つた一機（機長大串三等航空兵曹）は地上爆撃及び戦闘機十數機により被弾實に大小七十發に及び發動機一臺及び電信機を射抜かれ使用不可能となつたに拘らず、勇敢にも敵機二機を擊墜し、残りの發動機のみにより操縦しつつ颶風を冒して海上を翔破して無事夜に入りて單機〇〇基地に歸還した、この乗員の勇猛沈着眞に絶讚に値するともにわが航空界の威力を中外に示したものである。

八月十五日、わが〇〇海軍航空隊〇〇機は正午ころ折柄の暴風雨で狹視界の中に僚機互ひに見失ひつゝも敢然南昌飛行場を爆撃し格納庫三棟、庫外飛行機九機を爆破、その他指揮所、飛行場に大損害を與へた。

我が〇〇海軍航空隊〇〇機は午前九時半ころ南京を空襲し南京城内外各基地を雨中低高度にて爆撃し格納庫三棟その他指揮所等を爆破し更に庫外飛行機八機以上を爆破した。なほ蘇州附近および南京上空において敵戦闘機十數機と壯烈なる空中戦を開戦し確實に擊墜したもの九機を數ふ。

卷之三

は全部歸還せり。

一、本日は黎明より上海周圍及び奥地飛行場に對し亂漬しに猛烈なる爆撃を決行、更に陸戰隊正面にある敵砲兵陣地に對し朝來數十機が果敢に活躍中

一、今朝二時頃より閘北と江灣方面の敵と砲戦を交へつゝあり、同五時十五分日本人女

學校方面に相當猛烈なる敵襲あり、陸戰隊本部附近にも集彈あり我方に損害なし。一、陸戰隊戰線は變化なし、敵は概ね沈黙を守り、味方は士氣甚だ旺なり。

我海軍航空隊は本朝來數回に亘り、その一隊は長驅嘉興を空襲し敵機約二十機を認め、その中十機は確實に擊破し、更に挑戦し來れる二機を擊墜したり、我方には損害

一、この日濃霧は附近一帯を閉じこめて居た
が我航空〇隊は勇戦奮闘し虹橋、蘇州附近
一帯を偵察敵十機を認め之と交戦、大打撃

を與へたり。同隊は更に關北の陸戰隊正面の敵を爆撃、大場鎮の敵砲兵隊をも爆撃したり。折柄敵機數機我を反撃し來れるを以て直ちに壯烈なる空中戦を交へ、確實に三

機を擊墜せり。
一、また第〇隊は軍艦〇〇及工場附近に碇泊中の艦船並びに虹口全空を警戒すると共に浦東方面の敵を制壓せり。

一、昨日の我空軍の偉勲に對し 伏見軍令部
總長宮殿下より、御賞めの御言葉を賜はり

二、我等の損害

わが〇〇航空隊〇〇編隊にて折柄の悪天候と鬪ひつゝ午前九時頃喬司および紹興（杭州灣南岸）を爆撃し地上にありし敵の飛行機六機を破壊更に格納庫に損害を與へた。

今次の空襲に際し我が海軍部隊が如何に勇敢に敵の防空彈幕を突破し勇猛果敢なる低空飛行を決行したかは後記の如く尊き數機の犠牲を出したる外爆撃せる飛行機の翼に残れる無數の彈痕がこれを物語つてゐるのであつて空中戦闘において壯烈なる戰死を遂げた勇士を乗せたまゝ基地に歸還せるものさへあつて壯烈鬼神を泣かしめるものがある。

今次の空襲に際し我が海軍部隊が如何に勇敢に敵の防空彈幕を突破し勇猛果敢なる低空飛行を決行したかは後記の如く尊き數機の犠牲を出したる外爆撃せる飛行機の翼に残れる無數の彈痕がこれを物語つてゐるのであつて空中戦闘において壯烈なる戰死を遂げた勇士を乗せたまゝ基地に歸還せるものさへあつて壯烈鬼神を泣かしめるものがある。

全支爆擊のため、我軍の損害は飛行機八機、右のうち大部分は暴風雨中低高度爆擊を決行せしため犠牲となつたものである。

支那事變

八月十七日

三宣の二集を以て

一八月十七日午後三時 海軍武官室發表
一、今朝來全戰線て亘り異状なし

一、午前九時飛來せる敵機二機はノースロップ一機を新公園附近で陸戦隊に依り撃墜されたり。塔乗者はパラシュートで飛び降りたが、我方これを捕虜とせり。

一、午後に至り迫撃砲彈虹口方面に飛來せるも、我方に損害なし。これは東部方面の敵陸地より撃出したものゝ如し。

一、午後二時半頃より敵の空軍ノースロップ三機、戦闘機七機、カーチス機十二機が編隊により虹口上空に飛來し、我飛行機竝に地上射撃に依り驅逐されたるも、敵機の投下せる爆弾は、中部小學校に落下せる模様敵機は我砲撃に依り遁走せり。

一、大場鎮方面は黒煙濛々目下盛んに延焼中

一、昨日海軍の〇〇空襲部隊十數機は早朝出發正午ころ揚州句容飛行場を爆撃し格納庫及び附近施設を大破し無事歸還せるが、句容に於ては庫外にありし飛行機十數機を擊破し、空中に於ては十數機を擊墜せり。

一、支那側情報に依れば目下南昌は再度に亘る我軍爆撃に依り潰滅に瀕し收拾すべからざる状態にありと。

卷之三

一、今朝海軍○○隊の飛行機は龍華飛行場、中國航空公司の格納庫に支那軍用機數臺あるを認め、直にこれを爆撃潰滅せしめたり
一、昨日午後四時半ころ○○、○○の艦上飛行機は北停車場引込線に敵の列車砲あるを認め、直に急降下し爆弾を投下、一發にして粉碎、次で一彈を北停車場に投下、引揚げんとせし際に地上約三百米に下降せしめため、敵の放つた砲撃のため、燃料タンクを射貫かれ燃料噴出せるため、直に不時着を決意し、軍艦○○附近の浦東側陸上に不時着陸せし所、直ちに支那側暴民の包囲を受け身を以て拳銃にて之を薙ぎ倒し、重要書類を搬出の上懸々飛行機に點火、これを燃焼せしめ軍艦○○に收容せられたり。
一、目下黃浦江上は敵の不逞艦艇の行動に備へるため、十數隻の警戒艇を出し警戒中不審なる船は全部捜査中なり。
一、昨日午後閘北戰線に於て、我軍前方を彷徨中の八十八師將校一名、主計正一名を逮捕取調べた所食糧窮乏して單身戰線を彷徨食料品物色中なりしことを自供せり。
一、我空爆に依り南昌格納庫の飛行機は悉く爆破され、目下飛行場は收拾すべからざる状態を呈せり。

(イ)八月十四日杭州廣德
(ロ)八月十五日南昌、南京、覓橋、喬司、紹興、
杭州、嘉興、蘇州、句容、揚州

その結果敵の地上待機中の飛行機凡そ百機
擊破、空中戦で凡そ五十機擊墜、格納庫凡
そ二十棟を潰滅せり。我方の損害輕微なり
尙南野安治中尉は蘇州空中戦に於て名譽の
戰死を遂げた。

二、同十七日○○海軍航空部隊○○機は惡天
候を冒して海寧飛行場を爆破し、敵大型爆
撃機四、及大型格納庫二棟を爆破したり。
我に損害なし。

三、同十七日上海方面に於ては我○○航空部
隊○○○は陸機戦隊に協力し江灣鎮領及浦
東方面の敵の砲兵陣地を爆撃これに大損害
を與へ、又他の○○機は北停車場附近列車
砲に對して急降下爆撃を行ひ附近線路及び
格納庫を粉碎し、列車砲に多大の損害を與
へ、又商務印書館の敵に對しても徹底的に
爆撃を加へ同館中央部を完全に爆破した。
なほ本航空隊空中戦に於て敵戰闘機二機を
擊墜した。本空襲中我軍の一機は消息不明
となつた。

四、我航空部隊及び陸戦隊の勇猛果敢なる攻
撃のため上海附近における支那軍の被害は
甚大なるものゝ如く、從來の第八十七師及
び第八十八師に對し、新たに第五十七師、

八月十九日

五十八、六十九の三ヶ師を以て入替を行つてゐる模様である。

海軍武官室發表—

支那事變

一、今朝九時半東部々隊は招商局以東を占領
前線は滬江大學北方數千米の地點に進出し
敵を猛襲中なり。

華紗防近に來襲租界侵入を企てたが 昨日
來港の陸戰隊佐野部隊が直ちに猛烈な反撃
を加へ激戦二時間にして、これを擊退敵は
相當の屍體を遺棄して逃走せり、我軍の損
害極めて輕微、その他戰線全く平穩なり。
一、敵戰鬪機らしきもの數機、昨日午後九時
ころ來襲し、陸戰隊附近、陸軍武官室附近
北四川路西方電話會社附近、虹口地帶に數
彈を投下、概ね不發に終るも、電話會社附
近より發火。火災約三時間に及ぶ。又同方
面警備中の英國陸軍は怪しき行動をなせる
支那人數名を逮捕せりとの報あり。
一、昨日午後十時ころより浦東側より野砲、
小銃、機銃を以て○○に向け亂射せるを以
て○○及び○○艦○隻は直ちに猛烈なる砲
口を開き擊戦約二時間の後殲滅的打撃を與
へて之を沈黙せしむ。
一十九日午前九時四十分 海軍武官室發表 |

一、昨日來、我海軍各部隊の爆擊に依り昆山
路の鐵橋は完全に爆破され、大場鎮の敵は
徹底的に爆撃せしめらる。又昨日は眞茹附
近に於て集結中の敵部隊に多大の損害を與
へたり。

一十九日午前十時 上海陸戰隊副官談 |

一、一昨十七日、江灣より支那軍大舉本部租
界内に侵入を企圖せりとか或に既に侵入し

近の各敵陣地、△南道及び南翔飛行場、△昆山鐵橋、△無錫、常州間鐵道

たとの流言盛んに飛ひ且つ正午前後より工部局外人警察官等も虹江より蘇州河南方面に避難するので、治安は我軍の手に完全に維持されてゐるが、銃砲弾のため同方面邦人の被害を受けるを慮り、虹口方面へ邦人の引揚を勧めた。

昨十八日も支那軍東部租界より侵入せりとの流言あるも、我警備部隊は租界線を厳重に守備し居るを以て何等の心配を要しない便衣隊等の掃蕩も進んで居るから虹口地帶を明朗化することも遠くあるまい。

昨十八日竹田 安田及び○○部隊が來著直ちに警備にあたつた。我軍士氣いよく揚りつゝあり。

一十九日午後九時十五分 海軍省副官談一

一、昨十八日 我海軍航空部隊は完全に上海附近上空を制壓し、その○○及び○○部隊は敵陣地及空軍根據地に對し、勇猛果敢なる爆撃を加へ何れも敵に大なる損害を與へた。その主要なる爆撃個所は左の通りである。

△柳家宅、江灣鎮、△遠東競馬場、△楊樹浦東部△北停車場附近、△商務印書館附近、△市政府附近の各敵陣地、△南道及び南翔飛行場、△昆山鐵橋、△無錫、常州間鐵道

本爆撃中我航空機の中には機體に十數彈の敵弾を受け、歸還したるものあるも、その他被害なし。

一、本十九日上海方面陸上戰線は東部に於て

一、今朝九時半東部々隊は招商局以東を前線は滬江大學北方數千米の地點に進敵を猛襲中なり。

華紗防近に來襲租界侵入を企てたが
來滬の陸戰隊佐野部隊が直ちに猛烈な
を加へ激戦二時間にして、これを撃退
相當の屍體を遺棄して逃走せり、我軍
害極めて輕微、その他戰線全く平穩な
一、敵戰鬪機らしきもの數機、昨日午後
ころ來襲し、陸戰隊附近、陸軍武官室
北四川路西方電話會社附近、虹口地帶
彈を投下、概ね不發に終るも、電話會
近より發火。火災約三時間に及ぶ。又
面警備中の英國陸軍は怪しき行動をな
支那人數名を逮捕せりとの報あり。
一、昨日午後十時ころより浦東側より野
小銃、機銃を以て○○に向け亂射せる
て○○及び○○艦○隻は直ちに猛烈な
口を開き擊戦約二時間の後殲滅的打撃
へて之を沈黙せしむ。
一十九日午前九時四十分 海軍武官室發表
一、昨日來、我海軍各部隊の爆擊に依り
路の鐵橋は完全に爆破され、大場鎮の
徹底的に爆擊せしめらる。又昨日は眞
近に於て集結中の敵部隊に多大の損害
へたり。
一十九日午前十時 上海陸戰隊副官談
一、一昨十七日、江灣より支那軍大舉本
界内に侵入を企圖せりとか或に既に侵

九日
一、今朝九時半
前線は滬江大
敵を猛襲中な
海軍武官室發表—

海軍武官室發表—
は本日午後一時某方面
部隊と稱し直に某方面
十六日より十七日迄の
たり、右は洛陽丸、南
丸、瑞陽丸及嵩山丸の
山丸は未だ沈没せず、
視せる支那側の暴虐に
ト徹底的對應策を考究
を見たり。

海軍武官室發表—
日清汽船會社の六船舶
北四川路西方
彈を投下、概
近より發火。
面警備中の英
支那人數名を
一、昨日午後十
小銃、機銃を
て○○及び○
口を開き擊戰
へて之を沈没
一、昨日來、我
路の鐵橋は宗
徹底的に爆破
近に於て集結
へたり。

九日
海軍武官室發表—
更に有力なる増援部隊
時迄の間敵兵數百名東
來滬の陸戰隊
を加へ激戰二
相當の屍體を
害極めて輕微
一、敵戰鬪機ら
ころ來襲し、
北四川路西方
彈を投下、概
近より發火。
面警備中の英
支那人數名を
一、昨日午後十
小銃、機銃を
て○○及び○
口を開き擊戰
へて之を沈没
一、昨日來、我
路の鐵橋は宗
徹底的に爆破
近に於て集結
へたり。

一、今朝九時半
前線は滬江大
敵を猛襲中な
一十九日午前
一、昨十七日
界内に侵入を

撃退せられたが敵の損害甚だしく戦場附近には屍體凡そ三百餘具ありたり、なほ

我に捕獲せられたる敵戰車三臺のうち一臺は目下日本人俱樂部前にありわが軍戰死三

重傷一六、輕傷二八、火傷三、連日第一線に起ち我が○○軍を指揮して奮戰を續けてゐる吉野大尉もこの日の激戦に頗るに輕傷せるも士氣猶旺なり。

一、昨夜來屢々共同租界附近に彈丸の落下するは楊樹浦方面の三十六師の迫擊砲だが今朝來の海軍砲の猛襲で大體粉碎せられた。

一、**二十一日** 關東軍發表— 張家口北方長城を越えて内蒙に侵入しありし約三千の支那軍に對し二十日夜半より攻撃を開始せる關東軍○○兵團の情況は極めて有利に進展し、敵に多大の損害を與へた

二十一日午前十時完全に長城線を占領目下潰亂せる敵を追撃中なり。

一、**二十二日** 午後九時五十分 海軍武官室發表— 一、軍艦○○水上○○機（矢野一等航空兵曹親美野三等航空兵曹搭乗）は二十一日午前上海上空警戒中、三機より成る敵の編隊機と遭遇、一機を射墜し更に次の機と空中戦を演じ、前回の戦闘で既に彈丸を射ち盡したため勇敢にも内彈戦となり、敵と衝突せんとし、フロートを以て敵のプロペラに衝突、これを破損して墜落せしめたが同機もフロートを切り取られ飛行困難となり、黃浦江上に不時着したが、附近航行中

の○○艦に依り兩勇士は微傷だにせず救助された。

八月二十三日

（敵前上陸） 一、**二十三日** 午前十時三十分 軍報達部發表— 帝國陸軍は海軍と緊密なる協力の下に本二十三日早朝某方面の上陸に成功し、所在の敵を掃蕩しつゝ○○方面に向ひ進出中なり

一、**二十三日** 午後三時五分 軍營局談— 二十日午前〇時過ぎ頃豫定の如く○○方面および○○方面において敵の機銃を排除しつゝ海軍協力上陸を開始した、楊子江下流○○方面においては午前〇時ころまでの間に死傷八十餘名を出したが、前敵掃蕩工作は逐時進捗し占領區域も漸次前進しつゝあり、上流○○方面においては午前〇時やゝ過ぎより數次に亘り上陸を敢行し午前〇時過ぎには主力の上陸を完了した模様である。上海陸戰隊においては午前〇時

半から十數回に亘り敵の攻撃を受けたがよう敵の前進を撃破し一部の攻勢を併せ行ひ敵をこの方面に牽制することに努めた。

一、**二十三日** 午前十一時半 海軍省副官談— 一、昨二十二日早朝上海前線開北、楊樹浦、唐山路方面の戦闘において我が陸戰隊○○部隊は敵の戰車三臺を捕獲したりしが同方

面に敵の遺棄せる死體は三百數十を數へたり、本戰闘における我が軍の損傷は輕微なり。

二、昨二十二日我が○○海軍航空部隊○○機は江陰方面を空襲し黃山南麓の工場を爆破せり、本空襲において我が軍の一機は敵砲のため火災を起し敢然敵陣地に突入壯烈なる最後を遂げたり、又他の○機は真茹、獅子林砲臺及び嘉定における敵装甲自動車群を爆撃し共に多大の損害を與へたり。

三、昨二十二日我が○○海軍航空部隊の○○機は屢々に亘り大場鎮、江灣鎮にある敵の砲陣地その他上海方面の敵前線背後ににおける據點密集部隊を爆撃し敵に多大の損害を與へたり。

一、**二十三日** 午後一時十分 陸軍省發表— 北方より前進せる我○○部隊は一昨二十一日午前十一時二十分張北南方長城線を越え昨二十二日午前七時萬全（張家口の西北約十五キロ）にある交通上の要衝に進出せり

二、**二十三日** 午後一時二十分 第〇艦隊司令部發表— 陸軍○○部隊は昨二十二日夜半○○艦隊掩護の下に○○方面に上陸し軍並に艦隊は相協力して今朝來○○方面に向ひ進出中なり、本共同作戦は海陸軍共同の精華と稱され往年の上海事變以上に密接なる共同連携の下に行はれ眞に皇軍一體の實を上げつゝあるは吾人の特に意を強ふする所にして

一、**二十四日** 午前九時 第三艦隊報道班發表— 一、海軍○○空襲隊は二十四日午後九時半八度南京爆撃の壯舉を決行し、城外飛行場に待機せる敵機多數を焼き多大の損害を與へた。

二、陸戰隊方面は特に異状ないがわが陸戰隊江に到着し隊旗を隠し服装を變じて抗日戰線に加はる機會を窺つてゐたものゝ如くである、なほ第二師は（師長鄭洞國、副師長黃祖助）第四旅、第五、補充旅の三個旅よりなり補充旅長は李傑であつた。

一、**二十四日** 午前九時 第三艦隊報道班發表— 一、海軍○○空襲隊は二十四日午後九時半八度南京爆撃の壯舉を決行し、城外飛行場に待機せる敵機多數を焼き多大の損害を與へた。

二、陸戰隊方面は特に異状ないがわが陸戰隊は相協力して今朝來○○方面に向ひ進出中なり、本共同作戦は海陸軍共同の精華と稱され往年の上海事變以上に密接なる共同連

携の下に行はれ眞に皇軍一體の實を上げつゝあるは吾人の特に意を強ふする所にして

一、**二十四日** 午前九時 駐屯軍司令部發表— 二十二日以來逐次靜海縣城に向ひ、豪雨泥土を冒して肉薄中なりし我○○部隊は二十四日夜同地攻撃を開始した。

一、**二十四日** 午後零時十五分 陸軍省發表— 南口方面に於ける我○○部隊は二十二日居庸關附近長城の一角及びその東北方三キロの標高一、一五〇米の高地を奪取。○○部隊は居庸關西方約十キロ附近の長城線の最高點標高千三百九十米の高地を奪取。○○部隊は二十二日午前四時鎮邊城東方五キロに標高千百二十米の高地及びその南方三キロの半灰嶺を占據した。また○○部隊は二十二

海軍は陸戰隊が十數日に亘り寡兵以てよく衆敵を牽制して今次共同作戦の基礎を確立したる外海軍航空隊の全力を擧げて陸軍上陸の作戦成功を希望し來りたる事は官兵の齊しく知悉せる所なるが就中○○方面の作戦に於て竹下○○陸戰隊司令の率ゆる○○部隊の○○とは密接に相協力し○○戦隊司令官の率ゆる海軍部隊の制壓射撃は最も困難危險なる敵前上陸を敢行し上陸作戦成功の端緒を開きたり、殊に海軍豫備員たる船長水先人等の諸氏が率先決死の覺悟を以てその成功を授け軍民一體この成功を見たるは眞に感激に堪へぬ所なり。

一、**二十三日** 午後九時 海軍省副官談— 一、我が○○海軍航空隊は昨二十二日夜半より今二十三日午前二時に亘り前後二回南京飛行場を爆撃しこれに多大の損害を與へたるは探照燈を照射し盛んに應戦せしもわが軍に損害なく全機無事歸還せり。

二、今二十三日わが海軍航空部隊の○○機四機は午前九時半ころ寶山附近上空高度三、〇〇〇米乃至五、〇〇〇米の高空に於て三段配備の敵戦闘機（カーチホーク及びボーキング）約二十七機と遭遇し約半時間の長きに亘り猛烈極まる空中戦闘を交へ敵機九機を擊墜し、他の一機に損傷を與へ残機を潰走せしめたり、わが軍の一機は二十餘發の敵弾を蒙り操縦者微傷、他の一機もまた十數發の敵弾を受けたるも四機とも無事歸

還せり。

三、**二十三日** 上海方面陸上戰線においては引き続き陸戰隊艦艇及び航空部隊の適當なる共同操作により敵を反撃し多大の損害を與へつゝありに特に今朝陸軍部隊の上陸により將兵の士氣ます（旺んなり）。

八月二十四日

（八月二十四日第三艦隊報道班發表— 三、八月廿二日わが海軍○○空襲部隊は七度南京飛行場の空襲を決行、闇を縫うて來る敵防空探照燈の照明及び防空砲火の雨を冒して爆弾投下を敢行し敵飛行場に多大の損害を與へたが、我に損傷はなく全機無事歸還せり。

二、八月二十三日陸戰隊方面的戦況 連日に亘る陸戰隊の勇戦奮闘に敵は多大の損害を受け既に戦意なきものゝ如く廿三日夜の戦線は極めて平穩に明け、たゞ澎浦鎮方面よりわが陸戰隊本部を自薦けて重弾砲を射ちかけて來たが、わが巨砲の制壓下に暫らくにして沈黙せり。

二、八月二十三日陸戰隊方面の戦況 連日に亘る陸戰隊の勇戦奮闘に敵は多大の損害を受け既に戦意なきものゝ如く廿三日夜の戦線は極めて平穩に明け、たゞ澎浦鎮方面よりわが陸戰隊本部を自薦けて重弾砲を射ちかけて來たが、わが巨砲の制壓下に暫らくにして沈黙せり。

三、二十三日朝北方戰線水電路附近で我に逆襲を試み全滅を受けた部隊は第二師の補充旅なること捕虜及び戦死者の襟章によつて判明し既に發表せる通りなるが、更に戦死者中には營長（わが大隊長に相當す）の屍體あり、同人が所持せる手紙に依れば同補

一、我が○○海軍航空隊は昨二十二日夜半より今二十三日午前二時に亘り前後二回南京飛行場を爆撃しこれに多大の損害を與へたるは探照燈を照射し盛んに應戦せしもわが軍に損害なく全機無事歸還せり。

二、今二十三日わが海軍航空部隊の○○機四機は午前九時半ころ寶山附近上空高度三、〇〇〇米乃至五、〇〇〇米の高空に於て三段配備の敵戦闘機（カーチホーク及びボーキング）約二十七機と遭遇し約半時間の長きに亘り猛烈極まる空中戦闘を交へ敵機九機を擊墜し、他の一機に損傷を與へ残機を潰走せしめたり、わが軍の一機は二十餘發の敵弾を蒙り操縦者微傷、他の一機もまた十數發の敵弾を受けたるも四機とも無事歸

日夕、鎮邊城に進入その西方及北方線を占據した。

一、二十四日午後二時 天津軍司令部發表

飛行機は朝來惡天候を冒し、南口方面の戰闘に直接協力すると共に延慶、懷來などの後方部隊に爆撃を敢行し、敵を潰亂に陥れまた沙城南方以西の線を退却中の敵に對し空中攻撃を加へつゝあり、更に平綏線上の要地たる大同を爆撃中なり。

一、二十四日午後三時半 軍營局談

昨二十三日陸海共同作戦に未會有の成功を収めたるわが陸軍は○○附近においては本二十四日朝來更に江上における海軍の協力と相俟つて當面の敵を攻撃中にして午前中には○○より○○線に亘り進出せり、また北方○○附近に上陸せる部隊は當面の敵を擊破して○○より○○に亘る線に進出し依然攻撃を續行中なり、わが海軍機は朝來行動を開始し敵線の後方要點に集合せる部隊に對し爆撃を實施し多大の損害を與へわが一線將士の士氣旺んなり。

一、二十四日午後五時 海軍省營局所信表明

八月十三日以來旬日に亘りわが上海特別陸戰隊はわれに數十倍する支那軍の包圍攻撃に對し黃浦江上におけるわが艦隊艦艇の掩護射撃とわが海軍航空部隊の敵陣地並に後方根據地に對する相撲と相俟つてよくわが守備線を確保し今日に及べり。この間敵はしばくその前線兵力増大及び

入替を行ひ反撃執拗なる襲撃を繰返し更に便衣隊をわが租界内に侵入せしめ放火、狙撃等わが戰線の後方擾亂を策しわが軍の苦心想像にあまるものあり、殊に十七日に至りわが軍の擔當せる租界警備區域の工部局警官の夜間配置を撤退せしめるに至り同區内の居留民の動搖甚しくわが軍は極めて困難の立場に逢着せるも全線將兵は壯烈なる決意を以て士氣ます／＼振ひ連日不眠不休相當の被害を蒙りたるも儼乎として守備線を確保し敵に反撃を加へて多大の損害を與へり。しかしてこの間ににおけるわが同胞居留民の意を體し各その職分に應じてわが守備線の守護支援に任じて有ゆる努力を傾注し軍官民その苦樂を共にし眞に協力一體わが民族傳統の精神を發揚せり。今や既に○○方面にわが精銳なる陸軍の上陸を見海軍將兵の士氣いよ／＼高まり協力聯携よく所期の目的貫徹を期しつゝあり。

一、二十四日午後五時 支那駐屯軍發表

二十四日午前十一時赤柴部隊は靜海縣城を占據せり、敵の遺棄せる屍體は百を下らず。

一、二十四日午後八時 第三艦隊報道班發表

（イ）本日海軍○○航空隊は昆山、嘉定、太倉方面を爆撃し、陸戰隊並に陸軍の戰闘に協力す。一、海軍航空隊の活躍

（イ）本日海軍○○航空隊は昆山、嘉定、太倉方面を爆撃し、陸戰隊並に陸軍の戰闘に協力す。

（ハ）海軍○○航空隊は寧波、安慶を爆撃し、多大の損害を與へたり。

一、陸戰隊の戰闘

連日租界線を確保せる陸戰隊は本日各方面に亘り幾分進出せり。
（ロ）海軍○○航空隊は本日陸軍の戰闘に協力へたり。
（ハ）海軍○○航空隊は寧波、安慶を爆撃し、多大の損害を與へたり。

八月二十五日

一、宣言

本官は昭和十二年八月二十五日午後六時より北緯三十二度四分東經一百二十一度四十四分より北緯二十三度十四分東經一百十六度四十分に至る中華民國治海を本官の指揮下に屬する海軍力を以て中華民國公私船の交通を遮断することを宣言す本遮断は中華民國船に對しては總てその効力を有すべく第三國船及び帝國船は遮断區域内に出入するを妨げず。

昭和十二年八月二十五日
大日本軍艦出雲に於て
第三艦隊司令官 長谷川 清

六日次の如く發表した

一、我が○○海軍航空部隊の○○機は海上空警戒中午後三時ころ來襲せる敵のマーチン型重爆撃機三機と交戦し、内二機を擊墜し他の一機には損害を與へ遂に虹橋飛行場に不時着のやむなきに至らしめ我が機はこれに急追射撃を加へこれを灰燼に歸せしめた。

一、二十六日午後七時 海軍省副官談

海軍省では上海方面の一般戰況に關じ二十六日次の如く發表した

一、去る十四日以來の我が海軍航空部隊の中支方面における空襲の支那並に我が軍の犠牲に關してはその都度報道せられたることころなるも茲に昨二十五日迄の分を綜合すれば左の如し。

支那軍の損害（八月二十五日現在）

○飛行機（地上爆破） 約百十機
○飛行機（陸上爆破） 約六十六機
○飛行機（水上爆破） 約百七十六機

海軍航空隊は戰隊と協力、敵地上部隊の爆撃掃射を行ひつゝあるが、本日正午江南機器廠の爆撃を決行、同廠は目下盛んに延焼中である。

一、二十五日午後八時 第〇艦隊報道班發表

八月二十六日

一、海軍航空隊の活躍

（イ）本日午前十一時半 海軍省副官談

（イ）昨二十五日以來上海方面の我陸戰隊は敵

海軍航空隊は戰隊と協力、敵地上部隊の爆撃掃射を行ひつゝあるが、本日正午江南機器廠の爆撃を決行、同廠は目下盛んに延焼中である。

支那事變

○格納庫 約二十五棟
外に火薬庫、兵舍、列車砲、戰車、鐵橋等の破壊。

我軍の犠牲

○飛行機 十六機（行途不明を含む）
一、陸戰隊方面は満を持し待機中なるが我空軍は○○正面の敵に對し盛んに爆撃を續け南翔、崑山、閔行方面の敵並に軍需品輸送中の敵の列車數十臺を爆撃せり。
二、本日のイギリス大使の奇禍に對し第○艦隊司令長官は杉山參謀長をして本日夕刻イギリス東洋艦隊旗艦に長官を訪問せしめ見舞の意味を述べたり。

八月二十七日

支那駐屯軍司令部發表

平漢線方面、我○○部隊は二十五日朝以來の攻撃に依り良鄉西北約三里、北車營南側西方五百米の高地及その南側高地を占據せり、右戦闘の結果我軍の損害戦死、二十名（内將校二、准尉一）戦傷八十名の見込、敵は約五千、騎兵五、六百にして死傷少くとも五百を下らず。

一、二十七日午後三十五分 海軍省副官談
我○○航空部隊は今二十七日南京を空襲し

その○○機を以て午前一時半頃、別に○○機を以て午前四時頃憲兵團を爆撃し又他の○○機を以て午前四時頃兵工廠その他の軍事施設を爆撃しそれへ多大の損害を與へ數ヶ所に火災を起さしめたり、南京市内は夜半連續數次に亘る空襲のため大混亂に陥りたるもの。如く本空襲において我が軍は一機を失へり。

八月二十八日

一、二十八日午後一時 ○○報道班發表
揚子江方面に上陸せる我○○部隊は二十八日正午羅店鎮を完全に占據せり。

一、二十八日海軍省着情報
上海一般狀況

一、わが陸戰隊戰線の一部前述せるため楊樹浦方面の交通は安全となり水道、電氣、電話等公共事業の復興やうやくその緒につかんとし外國人の出入漸々頻繁を加へてゐる二、右に關連しわが方においては不良外人の潜入、殊に支那人潜入に對し極力取締りを厳重にすると共に公共事業關係以外のものにして各倉庫その他重要地點に濫りに出入せんとするを防止してゐる
三、邦人居留地はこゝ二、三日間晝間敵の砲撃及び爆撃なくかつ豊富なる海軍省敷地品の分配を受けます／＼活氣を呈してゐるがなほ夜間敵の空襲あり一沫の不安が残つて

四、南市浦東方面支那住民は軍隊の侵入により戰々兢々として英佛租界に流入するもの多くその數約三十萬に達せりといはれ英佛兩租界ともあらゆる機關が概ね停止の状である。あつて夜間は街燈は點じてはゐるもの、（蘇州河以東は眞の間となり）市面は肅々たる有様である。

一、二十八日朝鮮軍司令部發表

八月二十七日我が○○部隊は投降せる支那兵の所持品及び編成等について訊問の結果恐るべき事實が發覺した、即ち支那側はその軍隊自ら又は地方土民を使つて飲料及び糧秣に細菌を散布し我が將兵を斬殺しにしよう企圖してゐること確實で我が軍においてはかねてこの種非人道的戰法について充分なる警戒を怠らなかつたため幸ひにしてその厄を免れたが、度重なる支那側の惡辣さに對しては我が軍は國民と共に大なる義憤を禁じ能はざると共に一層斷乎膺懲する次第である。

一、二十八日午後二時 第○艦隊報道班發表

今次上海事變において海陸軍の共同作戦は陸に空に將た海に眞に皇軍の威力を發揮してゐるが共同作戦敵前上陸に對し八月三十五日附を以て參謀總長宮殿下並に陸軍大臣が第○艦隊將官に感謝電を寄せられ「今次上海派遣先遣隊の敵前上陸成功は○○艦隊の積極緊密なる共同作戦による」旨を述べられ、本戦闘において犠牲となつた海軍將士に深甚の敬意

八月三十日

一、三十日午後七時 海軍省副官談
昨二十九日上海方面に於ける海軍部隊の戰況は左の通りである。

我海軍航空部隊は上海方面陸戰隊の進展に伴ひます／＼陸上部隊との聯繫を密にし、前日間断なく敵の前線陣地及びその後方占據點全面に亘り猛烈なる爆撃を敢行し敵に多大の損害を與へてゐるが昨二十八日及び一昨二十七日ににおける主要なる爆撃個所は左の通りである。
一、三十日午後七時 海軍省副官談
昨二十九日上海方面に於ける海軍部隊の戰況は左の通りである。
△二十七日 羅店鎮、潤河鎮、大場鎮、嘉定、江灣、浦東方面各敵陣地
△二十八日 羅店鎮、朱家浜、吳淞鎮、周家橋、浦東方面各敵陣地昆山及び松江の敵及び上海南停車場

以上各地の爆撃により敵はその陣地及び人員器材に多大の損害を被ると共に後方連絡を

廈門の狀況

南支方面において比較的平靜なりし廈門は去る二十七日第百五十七師の一團侵入し廈門要港司令、同參謀長を監禁し支那海軍陸戰隊の武裝の解除を行ひ砲臺、兵營等を占領し盛んに抗日氣勢を擧げた結果形勢頓に逼迫を加へ、これに加ふるに同夜支那便衣隊は帝國總領事館を包囲して形勢不穏となつた。め昨二

八月二十九日

一、二十九日午前十一時 海軍省副官談

本日午後五時頃吳淞港外に假泊中のアメリカ汽船ブレジデント・フォーヴア號は支那軍飛行機の爆撃を受け乗客及び船員に死傷者を生じ附近に所在する帝國軍艦○○及びイギリス支那艦隊旗艦カムバーランド號は直ちに現場に急行し我が軍よりは軍醫及び看護兵を派遣し救援に急行中との報道に接したが不慮の被害を蒙つた乗客及び船員に對しては眞に御氣の毒に堪へない、さる十四日以來上海租界内の爆撃と云ひ今次ブレジデント・フォーヴア號に對する爆弾投下と云ひ支那軍の暴戾は天人と共に許さざるところであつて、飽までもこれを膺懲するの必要を痛感する次第である。

一三〇日海軍武官室發表

聲 明

「日本海軍飛行機は楊子江及び黃浦江において艦艇を爆撃することなし、こは日本海軍は楊子江及び黃浦江の制海權を完全に掌握しをり、水上に敵影を見ざればなり。」

一三〇日午後十時 第〇艦隊報道班發表

本日午後五時三十分頃、軍艦○○の○○機

二機は楊子江口のライト・シップ附近に於て

アメリカダラ一汽船ブレジデント・フォーヴア

號を爆撃せる支那空軍のカーチスホーク機三

機を認め、これを追撃、内一機を擊墜せり。

八月三十一日

一、事變前成立した我が時局委員會は岡本總領事指導の下にその機能を發揮し急迫せる局面に善處して居留民の引揚、救護、連絡等後方勤務に遺憾ながらして來たが、既に居留民の引揚者中死者二十四名、重傷者二十七名、輕傷者百四十五名の處置、貧困者救恤等ほぼ一段落つき目下被害調査その他復興事務を開始するに至つた。

二、虹口、楊樹浦方面の秩序回復に對し我が方は極力努力中であつて死體の取片付も一段落となつた、明日より工部局衛生部と協力、市の清掃を急ぐこととなつた、早くも秋口に至り流行病發生の虞れがあるので各種醫療機關の復興に努めてゐる。

三、漢英字紙の入手は最初困難であり今なほ

一三一〇日午前十一時半 第三〇艦隊報道班發表

上海方面一般狀況

一、陸戰隊は昨夜北東方地區に蟠居する敵軍を砲撃これに徹底的痛撃を與へたが、敵は昨夜半に及び我北方陣地に對し突如射撃を行ふと同時に數回の逆襲を企てるも我部隊は應戦よくこれを瞬時に駆逐し壠線を確保したり、我損傷輕微なり。

一三一〇日海軍省着情報

平常通りの配達不能の状況である漢字紙は終始支那軍の勝利を宣傳し一般民衆を惑はしつゝあり、外國人間においても漸くその虚報なることを知り、支那側に對する信用に墜ちつゝあり、英字紙はイギニング・ボストンの外は概ねその報道並に論調公正にしてイギリス大使の奇禍に對しても比較的冷靜な態度を持してゐる。

四、工部局は虛構記事甚しい支那紙に對し治安維持の見地よりこれが彈壓に努めてをり、既に二十社に近き小新聞社を閉鎖せしめた、なほ西部政界路地區一帯に逃出し來れる支那武裝警察並に保衛團に對し英軍と協力之が武装解除を敢行する等工部局は最近に至り漸く治安維持に努力し始めた模様。

五、邦字新聞紙は事變以來使用支那人の逃亡あり、或は砲彈のため施設破壞等のため各社とも謄寫版刷のもの一枚發行の程度で、二、三日前より漸く活版刷となつたが各紙とも同一記事同一體裁で未だ満足の狀態に戻るには相當の日数を要すであらう。

六、英、佛租界内には晝間ならば自動車、電車等一部運轉を回復、開店せるもの多數なり、行人漸次増加するも夜間（午後十時より翌朝五時迄）は一切の交通を禁止してをり、これを犯せる支那人既に數十名逮捕されたとの事である。

七、虹口、楊樹浦方面は先づ公共機關の回復

請した。

米國政府も亦同日「上海在留各領事團は日支兩當局に對し上海外國租界を作戰の根據地として使用せぬやう最も真摯なる申入を行ひ同時に日本及支那駐劄米國大使も日支兩國政府に對し同様の申入をなした」——ハル國務長官聲明。

英國政府は八月十五日、支那空軍の上海共同租界並に支那艦隊旗艦カムバーランド號に対する不法爆撃を極度に憤慨、國民政府に嚴重抗議すると共に再び今後共同租界を交戰地區ならしめざる様その注意を喚起した、同時に日本及支那駐劄米國大使も日支兩國政府に對し同様の申入をなした。

一、香港駐屯軍より一個大隊を上海へ至急増派する。

一、英國居留民殊に婦女子を共同租界から引揚げる様手配する。

右の決定に基きヴァンシツタート次官は直ちに上海駐劄總領事サム・ジョン・ブレナン氏に訓電を發し、引揚準備を命じた。

我、ロンドン帝國大使館は上海に於ける日支交戦に關する帝國の應急措置を、十五日コミニケを發して次の如く明にした。

八月十四日支那軍用機は共同租界並にフランス租界に對し無法なる空爆を敢行しその結果日支人並に歐米居留民の生命を失ふもの數

に努力中で漸次人心安定に向ひ戰線膠着したが、しばく敵の攻撃があり夜間敵の空襲が行はれるため各種の臆測行はれてゐる状況である。

一三一〇日午後八時四十五分 第〇艦隊報道班發表

本日早朝敵カーチス・ホーク機は我艦艇附近に現れたが折柄警戒中の○○機のため追蹤され、空中戰闘數刻の後敵機二機は墜落され火災を吹きつゝ楊子江上に墜落した、我に損傷なし。

一三一〇日午後九時四十五分 海省軍副官談

一、本三十一日我○○海軍航空部隊は大舉南支方面に於ける敵の主要航空根據地に對し空襲を敢行し、左記の如く之に多大の損害を與へたり。

イ 廣東方面

我○○機は午前七時頃白雲飛行場を爆撃し格納庫三棟を爆破炎焼せしむ、又他の○○機は同七時頃天河飛行場を爆破し、司令部廳舍及出動準備中の戰闘機三機を始め庫内飛行機多數を爆破す。尙兩空襲部隊は敵戰闘機約十機と交戦し、その三機を擊墜す。

ロ 漢州方面

我○○機は午前七時頃又他の○○機は午前九時過潭州飛行場を爆撃し、地上飛行機に多大の損害を與ふ。

ハ 詔勅方面

我○○機は午前七時頃詔勅飛行機製造廠を爆破し格納庫一棟を爆破、その他廠内構造物を炎燒せし

支 那 事 變

百同時にその財産も多大の損害を受けた。日本政府は十四日の緊急閣議に於て人道上の立場より國籍の如何を問はずこの不法爆撃の犠牲者に對し救護の手を伸ばす事に決定これがため海軍省は負傷者應急手當に必要なる軍醫、醫療材料、食糧品等を上海に急送することとなつた。

米國アジア艦隊司令長官並にアメリカ總領事は八月十六日本國政府の訓令に基き上海在留米國婦女子に對してその引揚を命じた。

命令要旨

一、現下の情勢に鑑み在留婦女子は出来る丈速かに上海から引揚げる事を勧告する。

一、第一回引揚げは十七日午前十時ブレシデント・ゼファソン號で第二回は十八日午前十時マツキンレイ號でマニラへ引揚げること。

英佛兩國政府は上海の自國居留民を保護すべく八月十六日午前九時半香港より英國驅逐艦ダチエス號は陸戰隊を滿載、佛國巡洋艦ラモット・ビケ號と前後して黃浦江上に碇泊警備に就かしめた。尙英國駐屯軍司令部は上海の事態が刻一刻悪化するに鑑み更に六百五十名を上海に増援することに決定、増援部隊は十六日夜香港出帆のエムブレス・オブ・エシア號に坐乗し上海に向つた。更に同日早曉海峽殖民地タイピン駐屯英軍第二パンジャーブ聯隊は「第一大隊の半部隊は二日以内に香港に急

行出來る様待機せよ」との命令を受けてゐる。佛國政府は上海フランス租界防護のため佛領印度支那駐屯軍から一ヶ大隊を急派する事に決定、而も同大隊は既に上海に向け急航中なる事が八月十六日發表された。

B 英國の和平勸告

以上各國共に夫々當面の應急的對策を講じたが、英國は八月七十日五相會議の結果に本づき十八日の開議でいよいよ日支兩國に對して和平勸告を行ひ、兩軍の上海撤兵を促す方針を決定。米・佛兩國に對してもその協力方を要請した、その内容は大體次の如く見られた。

和平勸告要旨

A 上海地區を中立地帶とし、日支兩國軍隊は右地帶より撤退する。
B 中立地帶の劃定は現地に於て局地的に行ふ。
C 中立地帶内日本居留民の保護に關しては租界警察と協力して責任を持つ。

この提案に對して佛國は受諾したが、米國は消極的態度を示した爲、英國は共同提案とすることを思ひ止まり、八月十八日單獨で日本國に提示。我國に對してはドイツ大使から右の申入を爲した。

これに對し「第三國の介入を許さず」との

建前をとる我國は、この際自國居留民保護の責任を外國に委託するを得ず、事件發生の最大原因をなす支那正規軍及びこれと同様の武装せる保安隊を千九百三十二年の停戰協定區外に撤退せしむる様支那側に警告を加へることを希望する旨の拒絶的回答を與へてゐる。(佛國も二十日同様の申入れをなした。我方は英國同様拒絶的回答をなしてゐる。)

帝國の上海中立地帶案の拒否に關し英國は甚だこれを遺憾としてゐる様であるが、一方支那側に於てはロンドン駐劄支那大使館はコムミニケを發表(八、二四)受諾の意を明にしてゐる。コムミニケの内容は次の如くである。

支那側の停戰勸告受諾聲明

國民政府は上海の日支兩國軍隊並に軍艦を撤收し、且つ英・米・佛の國際軍隊を以て共同租界に於ける日本の權益を保護することを提唱せるイギリス案は、日本政府が同様受諾することを條件として原則的に受諾する用意あり、南京駐劄英國大使ヒューゲッセン氏に對しその旨通告した。

英國はこの最初の提案には失敗したが、日

支事態の和平解決を以て自國の權益擁護の最上策とする立場にあるから、今後もその解決に萬全の努力を見せるだらう事は想像にかない。前述の上海戰闘中止案提示の裏面には大英國として恥づべき愚劣なる工作があつ

た事は萬人周知の事。英國が絕對的支配權を握る租界工務局が、その警官を非戰鬪員なりとて八月十七日突如楊樹浦方面から引揚げしめ、警備權を放棄し(この事はリットル提督の調停で日英協議の結果實間だけ警備することに同十九日解決した)更に八月二十一日駐日大使から此次の事變に依る上海在留英人の生命財產に對する損害賠償要求の申出をなした如き、何れも英國の帝國に對する態度故に時局に處する動向を示すものとして注目されてゐる。

C 米國動かず

米國は今次事變以來終始靜觀の態度を持し、只管その渦中にいるを避けてゐた。前述上海派遣の陸戰隊に對しても、米國市民を安全に引揚げしむるに努力する外、日支いづれの軍隊に對しても絶對衝突せぬ様政府より嚴命を發してゐる。その他米人の義勇軍參加のための渡支並に在支米人飛行士の從軍を禁止し、英國の上海戰闘中止案に對しても幾分その意義を認むる程度で、日支兩軍が交戦中の爲實現不可能なる案として極めて消極的態度を示したのである。八月二十一日米國東洋艦隊旗艦オーガスター號に砲彈落下して十數名の死傷者を出した時も、ル大統領は「今日の如き場合には當然起るべき不幸な出来事」とし米人の引揚完了後は速に危險地帯から海兵團及軍艦を引揚げしむる方針と言はれてゐる。

米國々務長官公式聲明要旨

アメリカ政府は日支兩國が戰争に訴へず兩國間の紛争を世界の輿論によつて以て國際關係を律すべしとなす原理に基き解説すべきことを要請する、アメリカ政府は紛争勃發の當初より兩國が武力抗争を回避し協議により紛争の平和的解決をはかるやう主張したのである。

ソ支不可侵條約條文

中華民國々務長官とソヴェト社會主義共和

る、アメリカ政府は政治的同盟乃至紛糾に捲き込まれることを嚴に回避する方針であるが、同時に極端な孤立もこれを排除する方針である、アメリカ政府の方針は國際的協力により七月十六日付聲明に列舉した各種の目的を平和的手段により達成するのがその目的である、アメリカ政府は紛争原因の當否に關する判断は別としてこの際日支兩國政府が戰争に訴へぬやう要請するものである。

國際都市上海の空氣は帝國の意に反し益々悪化し、その後も八月二十六日駐支英國大使ヒューゲッセン氏の流弾に依る負傷事件、同三十日の支那飛行機の米國汽船ブレシデント・フーバー號爆弾投下事件等が續出して世界の注目を惹いたのである。

D ソ聯不可侵條約

今事變に於てのソ聯の動向は帝國民の更には列國民の注視的であつた。ソ聯が支那に對して武器彈薬の供給等は早くより傳へられし所であり、ソ、支要人の交渉は頻々として傳へられた。

國聯邦政府とは一般平和の維持に貢献し又兩國の友好關係を鞏固且つ永續的基礎に固め且又一九二八年八月二十七日調印のパリ不戰條約に基く兩國の義務を適確に確認せんがために本條約を締結せんと決意し國民政府主席は外交部長王龍惠ソヴィエト聯邦政府中央執行委員會は特命全權大使ゴモロフを夫々正式代表に任命し左記各文條を規約せしめり。

第一條 締約國は國際紛爭解決のために戦争に訴ふることを排撃し且相互國際關係において國策遂行の具としての紛争を否認することを嚴肅に再確認しこの誓約を遵守する。

第二條 締約國の一方が一國又は數國の第三國より侵犯を受けたる場合においては他の締約國は當該第三國に對し紛争の全期間に亘り直接間接の援助を與へざることを約し且侵略國により被侵略締約國のために不利なる結果をもたらすべく利用さるゝことあらるべき一切の行動をとらず且一切の協定を爲さざるべきことを約す。

第三條 本條約の諸規定は本條約成立以前に締約國双方が調印したる二ヶ國又は數ヶ國間の條約又は協定に基く誓約双方の權利義務に影響なきやう解決すべきものとす。

第四條 本條約は二通を英語にて作製上記諸宣言に調印の日より效力を發生し且つ五ヶ年間有效なるものとす、締約國の一國が本條約を廢棄せんとする時は期限満了前六ヶ月以前において相手方に通告すべく若し満期前に双方とも右通告を爲さる場合は本條約は最初の五ヶ年満了後更に二ヶ年自動的に延長するものとす。

右二ヶ年の期間満了六ヶ月前に當り締約國双方が本條約廢棄の意思を表明せざる場合は更に又二ヶ年間繼續さるべきその後もこれに準ず。

一九三七年八月二十一日

於南京調印

「ソ支不可侵條約」の締結と同時に、兩國間に付更に軍事密約が成立したと傳へられた。即ちソ聯は武器彈薬を含む一切の對支援助を約し、支那はその代價として外蒙及新疆に於けるソ聯の政治的支配權を正式に承認したものとされてゐる。

過去數十年に亘つて我國上下の間に唱へられた非常時は終に到達した。帝國は今一大躍進の歩をふみ出したのである。列強は世界注視の裡に展開されてゐる。列國の動向も事變の進展と共に漸く明確になりつつある。

支那一流の宣傳に迷はされた國際聯盟は遂にその提訴を容れて我が方の行動を以つて侵略と見、久しく中立の地位を保持して居た合

乾 岛 事件

一、事件の概要

昭和十二年六月十九日以來、ソヴィエト軍が滿洲國領乾岱子島及び金阿穆河島に不法侵入、滿洲國職員である、乾岱子島の航路標識點火夫の宿舎に侵入、又兩島にあつた滿洲國人の採金夫等を追放し更に調査の爲に乾岱子島に赴いた滿洲國警察官及軍隊を攻撃して、兩島に陣地を構築中なり。

その報告を受けた我三原部隊は、防衛の目的を以て乾岱子島附近に進み、同島の對岸に展開して乾岱子島に於けるソ聯軍の狀況を監視した。

同時にモスコーオの我重光大使は帝國政府の訓令に従つて六月二十八日ソ聯外務人民委員代理ストモニアコフ氏に對して「滿洲國と共同防衛の關係にある我帝國は滿蘇兩國間に起つた乾岱子島事件の事態に對して、深い關心を持ち、東亞平和の見地から速かに事態の平靜に歸する事を希望するのであるから、乾岱子島に於けるソ軍の不法行爲は是正して貰ひたい」と強硬に申入れたのであつた。

翌六月二十九日、重光大使はリトヴィノフ外務人民委員に對して交渉を重ねた結果、リ

乾岱子島事件

トヴィノフ人民委員は兩島から派遣部隊を撤退し、原狀を回復すること及び附近に集結して居る武裝力を引き揚げることに同意する旨を申出でた。而して同時に日本側に於ても極力この緊張した情勢を緩和する措置を執る様希望するところあり、一應事態は緩和されたかに思はれた。

モスコーオに於て重光大使とリトヴィノフ外務人民委員との間に斯かる交渉の行はれてゐたに拘らず、現地に於けるソ聯兵は何等撤退の氣色がなかつた。

六月三十日三原部隊の吉岡○隊は乾岱子村東北地方約五百米の一家屋敷附近に位置してゐたが、午後一時四十五分頃該家屋より下流約六千米附近（航路標識七十八號附近）に、識別不明の砲艇が三隻投錨し、兵らしい數名が小艇に轉乗して乾岱子島に上陸するのを望見した。午後二時四十分頃に該砲艇は二度行動を開始し漸次接近して來た。時に始めてその掲揚旗が滿洲國のものでなき事を確認した我吉岡○隊はこれに對して益々嚴重な監視を加へたのである。

その頃一隻のソ聯警備艇が同地上流方面より我軍に接近しつゝあつたが、乾岱子島西岸

の突出部附近より急に上流に向つて轉航した。前記の三隻は依然として西航を續けてゐる。而も各艇上には乘組員が手旗信號を以て戦闘準備を整へつゝある有様が明かに目撲された。しばらくにして乗組員は悉く艇内に入り先頭の司令塔上には一指揮官が姿を現し、双眼鏡を以て我軍の狀況を偵察してゐる。指揮官の姿が艇内に没するや、突然同艇は不法にも乾岱子村北側の我一部隊に對し機關銃の亂撃を加へ、次で砲擊を開始して來た。吉岡部隊は此處に於て直ちに應戦、時に午後三時十分であつた。

報告を受けた三原部隊長は急遽現場に來り一應ソ聯砲艇の戰意を確かめる意味に於て、我方の射撃を中止せしめた。なれどソ聯兵は依然として猛射を續行する爲、三原部隊長は止むを得ず應戦を決し、同隊速射砲隊を左方江岸に進出せしめ、ソ聯砲艇に對し射撃を開始せしめた。

我砲彈の集中を受けるや艇員の多くは裸體となつて水中に飛入り乾岱子島に向つて逃走を始めた。その後十數分にして第三番艇は中央部に火災を生じ全艇火に蔽はれて沈没、他の砲艇も戰闘力を失ひ奄々として乾岱子島に影を沒した。時に午後三時四十分我軍は戰闘開始より僅々三十分で敵艇一隻を撃沈、一砲艇に多大の損害を與へ、他の一砲艇を辛じて遁走するの止むなきに至らしめたのであ

る。

樂國も支那必死の宣傳に動かされて漸く盲動し始めた。國力の均等をのみ希ふ英國亦最初から佛國を協力して日本を牽制し在支權益の保護に勵めてゐたが遂に軍需品賣込みに努力するに至つた。これに對し獨、伊兩國は我が方の行動は防共の聖戰なるを觀じて英佛と反対の立場に立つた。

ソ聯はソ支不可侵條約締結後對支援助益々積極的となり今や外蒙を動かして積極的軍事行動に出でんとして居る。ソ聯もし今日盲動せば或ひは獨伊亦起つてその西邊を攻撃せんとも測り知られず。その時には世界大戰再び歐洲竝極東に展開さるゝ事を豫想される、實に世界和平最大の危機となつた。

この危機を切り抜け得るは只世界各國が徒に支那の惡質なる逆宣傳に迷はされずこの事變を正觀するにあると同時に我が國民亦各國に支那の惡質なる逆宣傳に迷はされずこの事變を正觀するにあると同時に我が國民亦各國の態度に恐れず、我が國の對支行動の正當な理由とその眞實の目的を正視して邁進し、帝國の勝利のために努力すべきである。

全國協同一致統後の援助に十分の力を盡して一日も早く全支那軍を征服して事變の結果をつけねばならない。

「戰は勝たねばならぬ」國民は全力を傾けて帝國の勝利のために努力すべきである。

この戦闘に於けるソ聯の死傷者は、擊沈された砲艇の乗組員（全員十四名）の中行方不明と傳へられた。

この突發事件に對して、帝國政府としてはソ聯側の不信任を深く遺憾とし、この上重ねて不祥事件の發生を避くる爲に、ソヴィエト側に於て速かに兵力を撤收し、事態を擴大せしめぬことを期待する旨の意向を發表すると共に、モスクワに於て重光大使をしてソヴィエト當局に嚴重な抗議を提出し、その反省を促した。

重光大使とリトヴィノフ人民委員との間に連日折衝が行はれたが、終に我方の誠意を示しての嚴重なる交渉要求が容れられ、七月二日國防人民委員部は重光・リトヴィノフ會議の結果に基き乾岱子島及び金阿穆河島にあるソヴィエト哨兵竝に兩島附近に集結中の軍用砲艦艇の撤收を命じたので本事件もやうやく大事に至らずして、事態は平靜に歸したのである。

尙満洲國に於ては乾岱子、金阿穆河兩島を不法占據してゐたソ聯兵竝に艦艇二十數隻が七月三日午後に至り、いよいよ撤收を開始したので、満洲國航政局職員を兩島に配置することとなり外務局北滿特派員を通じて三日午後六時その旨ソ聯政府に通達するところであった。

撤兵問題に關して、ソ聯政府は帝國政府が同様の舉に出づる事を條件として黒龍江地方にある撤兵を申出でたとし、又日滿軍がソヴィエトに對して發砲したのに對しソ聯政府は死傷その他の損害に對し賠償を要求する權利があると主張してゐる。更に聲明書に依れば重光大使は紛争の端を開いたのはソヴィエト側だからソヴィエト軍隊が撤兵する様要求しに對し、リトヴィノフ外務人民委員はソヴィエト將兵が問題の島嶼に出現したことが果して合理なりや否やに對する點、若くは同島嶼所屬問題に就いて今直ちに問題にするは賢明でなくこれ等の問題は、今後の折衝に残すなる者を收録する事にする。

〔英國〕乾岱子島事件は各新聞とも相當大きく報道はしてゐるが、何れも批判を避ける態度をとり只マンチエスター・ガーディアン紙だけは八月一日社説で「此處二年間滿ソ國境の兩軍衝突は珍らしい事で

二、列國の批判

乾岱子島に於ける日ソ衝突の事件は相當の動搖を列國に與へたが、此處には特にその主なる者を收録する事にする。

〔英國〕乾岱子島事件は各新聞とも相當大きく報道はしてゐるが、何れも批判を避ける態度をとり只マンチエスター・ガーディアン紙だけは八月一日社説で

乾岱子島事件

二、兩國の決意

A 帝國外務省の聲明

我外務省は昭和十二年六月三十日乾岱子島事件に關しその態度を次の如く聲明した。
「六月二十八日廣田外相の訓令に基き、重光大使はソ聯外務人民委員長リトヴィノフ氏を訪問會見を始めたところ、旅行不在中のためストモニアコフ次長と會見の上嚴重抗議の申入れをなしおきたるが、三十日リトヴィノフ氏は旅行先より歸任せるを以て更にリトヴィノフ氏と會見原狀回復方に付き、強く勧告せり。我方の道理ある主張に對しリトヴィノフ氏はこれに聽從の色を示したるところ、その後に至り、ソ聯側艦艇三隻が満洲國領たる乾岱子島南水道に再び不法侵入し來り、日滿軍に對し不法射撃をなしたるため、再び問題逆轉憂慮せしめるに至つたことは甚だ遺憾である。」

B 滿洲國外務局の警告

満洲國外務局はソ聯政府に對し七月一日次の如き警告を發した。

「貴國艦艇の乾岱子島南側水路に於ける不法射撃は既に六月三十日夜嚴重抗議せる所なるが、我方は貴國側のかくの如き不法行為に鑑み、我方江岸の安全竝に満洲國領諸島嶼中満洲國領江岸との聯絡を確保する爲なく、既にタンク、飛行機等を出動しての交戦迄行はれてゐるので今回の事件も敢へて驚くに足りない」と述べ更に

「最近赤軍幹部の陰謀事件がソ聯をして強硬態度をとらしめることがあるまい。又一方日本も準戰時經濟體制を目標とする五ヶ年計畫を開始しようとしてゐる事實は、日本がまだ戰時體制を整へてゐることを疑ひない。從來スペイン問題で「最も重要な事はないとだらう」と見、又「或はソ滿國境の兩軍は最近兩國政府が、その外交々渉に依つて解決點を見出しうるやうな事はないだらう」といふありたる事實を知らなかつたのではないか」と說いてゐる。

〔獨逸〕

○ソヴィエト外務人民委員リトヴィノフ氏

四、歸屬問題に關する

帝國の意向

乾岱子島、金阿穆河兩島の歸屬問題に就ては六月二十九日重光大使との會見席上ソ聯軍を黒龍江乾岱子島、金阿穆河島より撤退する旨明言したに拘らず、出先極東軍の態度は挑戦的であつた、今回の乾岱子島事件はこれを如實に證明するものだ。

ソヴィエト外務人民委員部は一日午後長文の聲明書を以て乾岱子島事件に關する重光大使との交渉經過を發表した。

聲明書はソヴィエト艦艇の満洲國領水内侵入を認め、その態度を講ずべき事を聲明する。

D ソ聯外務人民委員部聲明

ソ聯外務人民委員部はトハチエフスキイ元師事件後は、内部的軋轢の爲一時弱味を暴露してゐることは疑ひない。從來スペイン問題で手をかへ、品をかへ内政干涉してゐる。從つて今後極東に於ける事態も尖鋭化しよう。

以上がベルリン外交界の觀測である。

〔米國〕米國務省當局は八月一日、乾岱子島事件に關し次の如く聲明してゐる。

乾岱子島、金阿穆河兩島の歸屬問題に就ては帝國政府は法律論、條約論および事實論上左の如き見解の下に兩島とも、あくまで満洲國領なることは嚴として動かし得ないとしてゐる。

一八五八年の愛理條約及び一八六〇年の北京條約によればロシヤと清國との國境は黒龍江とすることになつてをり、特別の規定なき限り國境河川に關する國際法の一般通念に照らし國境はその主流の中心線によつて決定すべきものとされてゐるが、その主流は乾岱子および金阿穆河兩島の北側水道なることは事實がこれを證明してゐる。

從來の國際航行も北側水道で行はれてゐる。これによつて兩島が満洲國領に屬する

ことは明白である。

一九三四年九月黒河において満洲國ハルビン航政局とソ聯邦アムール國立船舶局との間に締結された航行状況改善に關する協定第五條には「河岸上の航路標識を設置する個所およびその監督事項は双方各自單獨に自岸において實施す」と規定され乾岱子島における第百六十八號及び第百六十九號標識金阿穆島における第百五十九號第百六十號第百六十三號標識は何れも島の北部にある、これは満洲國側で設置した航政局員が常聯すべく管理に當つてゐたものであり、ソ聯邦側においては重ねて何等これに反対しなかつたものである。右協定の締結者は兩國の官廳にして決して民間の汽船會社ではない、したがつてその取極めは國際的拘束力を有することは勿論である。

歴史的に見てもこれ等兩島には古くから滿洲國人が居住し、漁業や農作などに從事してゐた、この點から見ても兩島が満洲國領であることには議論の餘地がない」と

〔附其一〕國境線確定條約考
四千三百糸に亘る長大なソ滿國境線の全面的確立は一朝の業ではなし得ぬ所。露支間に於ては十七世紀このかた次の如く十二回に亘る國境確立の努力が拂はれてゐる。

(1) ネルチズク條約(一六八九年八月)
中國代表索額圖、露國代表ゴーリウイン、ゴルビツカ河を以て露支境界とし、その分

水嶺から海に至る境界は外興安嶺をもつてす。アルゲン河を露支西部國境とする。

(2) ブラ一條約(一七一七年八月)策凌伯、ウラジスラウイツチ、恰克圖からアルゲン河までの境界を定める。

(3) アバガイド界約(一七二七年十月)那彦泰、コラシノフ、ブラー條約を基礎として別博六三界標十一を設けた。

(4) キヤフト條約(一七二七年十月)圖禮善、ウラヂスラウイツチ、前記二、三の國境を再確立した。

(5) 瓦理條約(一八五八年五月)突山、ムラビヨフ、黑龍江左岸の支那領を露支領に編入し、支那領沿海州を露支の共同管理とす。

(6) 天津條約(一八五八年六月)桂良、ブチャーチン、其第九條で未確定部分の國境を約定す。

(7) 北京條約(一八六〇年十月)恭親王イグチエフ、洗海州を露領に編入す。

(8) 興凱湖界約(一八六一年六月)成琦、カザケイツチ、北京條約の細目協定をやり東部國境に木牌八ヶを設く。

(9) 球璣界約(一八八六年五月)吳大澂、バラノフ、東部國境を再確定して石碑二九ヶを設置す。

(10) ソ支協定(一九一四年五月)顧維鈞、カラハン、第七條に於て、ソ支兩國は國境の再確定を約す。

〔附其二〕國境に於けるソ聯不法行爲件

表鄭講、クズネツオフリ第三條に於て同上。
(12) テチハル協定(一九一一年四月)周樹模、ブチロフト、帝制末期のロシアが西部國境の再確定を行つたものだが、批准調印を経てゐない爲、眞の條約效力は發生しない。

以上過去二百五十年間に十二度の外交條約が結ばれる居るに拘らず、今日の満ソ國境は尙恐ろしく不明瞭な現状である。それが河川

境界の場合等は寧ろ判然した方で、陸境に至つては實際漠としたものである。尤も河川境

界と言ふも黒龍江、アルゲン、ウスリイ江の三千六百糸の河川境界には壹千三百にも及ぶ島嶼があつて、常にその歸屬問題に關し紛争が絶えない。乾岱子島事件も無論その一つであると見らるゝのである。

數表

	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年
東部國境	八八	一二〇	一四九
北部國境	二二	一四九	二〇三
西部國境	八	一八	二一〇
滿蒙國境	一一八	一一八	一一八
計	一三六	二〇三	二〇三

昭和十二年は六月迄に既に八十六件の不法行爲ありその内には軍隊不法越境十二件、飛行機の越境、不法射擊七件、不法拉致四件が數へられてゐる。

尙その後も不法行爲は續いてゐる。

岡 村 部 隊 討 匪 錄 (昭和十二年)

四 月

- ◇九日 濱地、日野、高橋、佐伯、渡邊の郷土部隊、踵を接して原隊進發渡満の途に就く。
◇十日 侍從武官長尻少將聖旨傳達の爲〇〇市に來着、酒井部隊の一部坂本部隊壯途に就く。
◇十一日 岡村本部隊の第一陣高橋、濱地兩部隊は友軍後藤部隊の精銳と共に同日午後四時町尻侍從武官より優渥なる聖旨の傳達を受け、勇躍〇〇港を船出。
◇十二日 岡村部隊長以下幹部及酒井部隊の大原部隊は衛戍地出發十二日〇〇港に於て町尻侍從武官より有難き御沙汰の傳達を受け、勇躍出帆。
◇十七日 岡村部隊の後續部隊(酒井部隊の森部隊、伊藤部隊の神部隊、高橋部隊の佐藤部隊、宍戸部隊、神崎部隊、村山部隊)衛戍地出發。
◇十七日 岡村部隊と共に渡満した大泉部隊は無事目的地××に到着。

- ◇十八日 岡村部隊の精銳伊藤、酒井、櫛淵の三部隊及び大江、千葉、田村、小野の諸部隊勇躍衛戍地を出發、同日乗船地〇〇に

- 到着同年十九日出帆。
◇十八日 高橋部隊の軍馬眼山號出帆に際し驚倒悶死す。
◇二十三日 岡村部隊全部渡満を了した旨岡村部隊長より茨洲留守司令官を通じ縣民への謝辭と共に傳へらる。

- ◇七日 後藤部隊一面坡南方にて敵と會し、此を擊破、時に保科中隊の近正一上等兵(新潟出身)戰死。
◇七日 佐伯部隊老藍家附近に於て一抹臉と月光の合流匪七十名と對戰(我軍は満軍百名皇軍七十名)す。
敵は死體十八を遺棄逃亡、皇軍は銃器六挺滿軍は十六挺を奪取。
即死 丹野好勝伍長(福島縣信夫郡松川町)
重傷 渡邊忠准尉(福島縣相馬郡福田町)
穂積茂二等兵(福島縣西白河郡古閑村)
即死 太田 騰(福島縣大沼郡藤川村)
重傷 高橋久上等兵(福島縣伊達郡保原町)
輕傷 大橋忠七伍長(福島縣伊達郡保原町)
即死 本田晴男二等兵(福島縣田村郡要田村)
重傷 重傷 金田晋作騎兵上等兵(新潟縣北蒲原郡中浦村)
太田作次騎兵上等兵(長岡市上條町)
三戸部榮治騎兵上等兵(宮城縣亘理町)
即死 太田 騰(福島縣岩瀬村須賀川町)
重傷 重傷 佐伯部隊は即日満洲共產黨軍趙尙志麾下二千と松花江南北三岸で交戰、これを驅逐して日下前述、更に同二十七、二十九兩日の激戦に敵に致命的打撃を與へた。
△吉井〇隊(松花江北岸ハオチャーチン附近の戰闘に於て)

- ◇二十七日 二十四日積極的活動を開始した佐伯部隊は即日満洲共產黨軍趙尙志麾下二千と松花江南北三岸で交戰、これを驅逐して日下前述、更に同二十七、二十九兩日の激戦に敵に致命的打撃を與へた。
△吉井〇隊(松花江北岸ハオチャーチン附近の戰闘に於て)

- 重傷 矢吹正四二等兵(福島縣石川郡野木村)
△山本隊の松浦〇隊(松花江南岸の戰闘に於て)
重傷 北島正己軍曹(福島縣河沼郡廣瀬村)
安藤十郎二等兵(石川郡小笠江村)

重傷

遠藤義雄二等兵

(若松市上二ノ町)

青砥丈夫一等兵

(福島縣東白河郡飯川村)

瀬谷貢平一等兵

(八

石城郡入遠野村)

梅田正夫二等兵

(ノ

双葉郡津島村)

鈴木善吉二等兵

(ノ

郡山市本町)

澤田多住二等兵

(ノ

石城郡山田村)

鈴木未八郎二等兵

(ノ

郡山市大鹽村)

重傷

樋口一郎二等兵

(福島縣郡山市堤下)

重傷

鈴木未八郎三等兵

(ノ

郡山市大鹽村)

△和田部隊

二十六日大平山房子北方地點に蟠居する

土匪王四海の山寨を攻撃、山寨三ヶ所を覆滅。二十八

日共匪被雷の山寨猛襲七ヶ所を覆滅。敵は密林深く

逃走。その遺棄屍體九、小銃七、拳銃二、彈藥三四〇

我軍損傷なし。

△伊藤部隊

二十八日滿洲國賓江省附近の戰闘に於て

重傷、宮下良一二等兵

(福島縣北會津郡門田村)

△儀我部隊

重傷

太田利忠二等兵

(ノ

郡山市大鹽村)

△二十八日

滿洲國賓江省附近の戰闘に於て

重傷、宮下良一二等兵

(福島縣北會津郡門田村)

△儀我部隊

重傷

太田利忠二等兵

(ノ

郡山市大鹽村)

△二十九日

滿洲國賓江省附近の戰闘に於て

重傷、宮下良一二等兵

(福島縣北會津郡門田村)

△儀我部隊

重傷

太田利忠二等兵

(ノ

郡山市大鹽村)

△三十日

滿洲國賓江省附近の戰闘に於て

重傷、宮下良一二等兵

(福島縣北會津郡門田村)

△儀我部隊

重傷

太田利忠二等兵

(ノ

郡山市大鹽村)

△三十一日

滿洲國賓江省附近の戰闘に於て

重傷、宮下良一二等兵

(福島縣北會津郡門田村)

△儀我部隊

重傷

太田利忠二等兵

(ノ

郡山市大鹽村)

△三十二日

滿洲國賓江省附近の戰闘に於て

重傷、宮下良一二等兵

(福島縣北會津郡門田村)

△儀我部隊

重傷

太田利忠二等兵

(ノ

郡山市大鹽村)

△三十三日

滿洲國賓江省附近の戰闘に於て

重傷、宮下良一二等兵

(福島縣北會津郡門田村)

△儀我部隊

重傷

太田利忠二等兵

(ノ

郡山市大鹽村)

△三十四日

滿洲國賓江省附近の戰闘に於て

重傷、宮下良一二等兵

(福島縣北會津郡門田村)

△儀我部隊

重傷

太田利忠二等兵

(ノ

郡山市大鹽村)

△三十五日

滿洲國賓江省附近の戰闘に於て

重傷、宮下良一二等兵

(福島縣北會津郡門田村)

△儀我部隊

重傷

太田利忠二等兵

(ノ

郡山市大鹽村)

△三十六日

滿洲國賓江省附近の戰闘に於て

重傷、宮下良一二等兵

(福島縣北會津郡門田村)

△儀我部隊

重傷

太田利忠二等兵

(ノ

郡山市大鹽村)

△三十七日

滿洲國賓江省附近の戰闘に於て

重傷、宮下良一二等兵

(福島縣北會津郡門田村)

△儀我部隊

重傷

太田利忠二等兵

(ノ

郡山市大鹽村)

△三十八日

滿洲國賓江省附近の戰闘に於て

重傷、宮下良一二等兵

(福島縣北會津郡門田村)

△儀我部隊

重傷

太田利忠二等兵

(ノ

郡山市大鹽村)

△三十九日

滿洲國賓江省附近の戰闘に於て

重傷、宮下良一二等兵

(福島縣北會津郡門田村)

△儀我部隊

重傷

太田利忠二等兵

(ノ

郡山市大鹽村)

△四十日

滿洲國賓江省附近の戰闘に於て

重傷、宮下良一二等兵

(福島縣北會津郡門田村)

△儀我部隊

重傷

太田利忠二等兵

(ノ

郡山市大鹽村)

△四十一日

滿洲國賓江省附近の戰闘に於て

重傷、宮下良一二等兵

(福島縣北會津郡門田村)

△儀我部隊

重傷

太田利忠二等兵

(ノ

郡山市大鹽村)

△四十二日

滿洲國賓江省附近の戰闘に於て

重傷、宮下良一二等兵

(福島縣北會津郡門田村)

△儀我部隊

重傷

太田利忠二等兵

(ノ

郡山市大鹽村)

△四十三日

滿洲國賓江省附近の戰闘に於て

重傷、宮下良一二等兵

(福島縣北會津郡門田村)

△儀我部隊

重傷

太田利忠二等兵

(ノ

郡山市大鹽村)

△四十四日

滿洲國賓江省附近の戰闘に於て

重傷、宮下良一二等兵

(福島縣北會津郡門田村)

△儀我部隊

重傷

太田利忠二等兵

(ノ

郡山市大鹽村)

△四十五日

滿洲國賓江省附近の戰闘に於て

重傷、宮下良一二等兵

(福島縣北會津郡門田村)

△儀我部隊

重傷

太田利忠二等兵

(ノ

郡山市大鹽村)

△四十六日

滿洲國賓江省附近の戰闘に於て

重傷、宮下良一二等兵

鐵械部隊	
1 交 戰 回 數	二回
2 匪 數	三十
3 損 害	敵味方共ニナシ

七月

- ◇二日 佐伯部隊の山本隊は方正縣通河附近にて滿洲國方正治安隊を襲撃、兵器彈藥等の掠奪を圖つた匪首不明の匪團約百名と激戦、これを擊退す。
- ◇三日 酒井部隊の見習士官梅田忠恕氏外〇名及び伊藤部隊の見習士官〇名原隊出發滿洲に向ふ。
- ◇八日 黒橋部隊の見習士官、下士官、衛生兵等〇〇名勇躍滿洲へ向ける原隊出發。
- ◇十七日 佐伯部隊の浦山枝隊は南天門西方史家歳子に於て匪首不明の敵約百名遭遇、交戦約二時間にしてこれを擊退したが、この戦闘に於て敵の遺棄死體十五、尙多大の損害を與へた。
- 戦死 遠藤榮三郎、一等兵（福島縣北牟婁郡東山村）
- 戦傷死 谷地兵藏、上等兵（福島縣相馬郡大甕村）
- 重傷 菊田清、上等兵（福島縣田村郡三春町）
- 輕傷 島貫清左衛門、一等兵（福島縣郡餘日村）
- 小林俊一、一等兵（福島縣安達郡小瀬町）
- 小泉長一、二等兵（福島縣石城郡飯野村）
- 尚名譽の戦戦死、死傷を逢ひたる者等は上等兵に谷

地上等兵は伍長に夫々直に連級した。
 ◇二十二日 後藤部隊の小池吉之助少尉不幸戦線で急死。二十三日駐屯地〇〇で慰靈祭行はる。

戰病死 小池吉之助、少尉（仙臺市長町南町三九）

◇二十四日 第二師團司令部濱田參謀は滿洲の様子を次の如く發表した。

六月中の氣温は最高が三十四度六分、最低が四度五分で、蒸暑の差が非常に甚だしい。各隊共に衛生状態は概して良好で、暑さと共に多少の赤痢、發疹チフス等が発生している。

渡済當時から手をつけてゐた各隊とも六月末で完了し、小野枝隊もまた七月月中旬までに完了の豫定であるからこれまでの不便も除去されるに至る。

佐伯部隊討匪情況

(昭和十二年七月)

一、駐屯地情況
 駐屯區域へ各地より潜入せる匪賊は急激に増大、各自夫々の山地に躊躇し相提携してその擴大強化を企圖し既に方正縣城を襲撃、自衛團員、農民等を拉致するの暴舉に出で或は通河東方地區にあつては糧秣運搬歸途にある馬車縱列を製ひ警士、自衛團員に多大の死傷を與へる等の暴狀にあり、而も小匪は尙旺んに出現しつゝある。

河北年鑑	
印 刷 人 兼	仙臺市北三番丁八〇番地
發 行 所	河 北 新 報 社
印 刷 所	東京市本所區銀座二丁目二七番地ノ二 凸版印刷株式會社本所工場
發 売 所	仙臺市東三番丁一七〇番地 河 北 新 報 社
同	東京市京橋區銀座六、交説社ビル内 河北新報社東京支局

二、今後の對匪方針
 前述の如き情勢に照し、地區隊は敵に先んじ速かに有力なる部隊を以て先づ同地區の徹底的掃蕩を圖り、東北地區に對しては阿片の收穫を皆無ならしめ、その生活資源を絶つべく、通河東方地區に於ては通河以東各部隊の機先出動に依り果敢な討伐を實施する。

營業概要

血統遺傳と家系素行人等の他婚姻上の必要度を精査詳報寸断付

其他一般人事調査

銀行會社重役一般商賈歴及工事の依頼に應需と調査の絶対正確とは我が社の使命とするところなり

錄事人衆大

所行發



帝國秘密探偵社

本社

東京市日本橋區通一丁目六番地

電話丸ノ内(23)2681丁2682丁2683丁2684丁

振替口座東京八五九三〇七三地

大阪市北區東梅田町廿八番地

電話北(36)五四三四・五四三五番地

社長 猪野三郎

後付 一

品等一の國等一

リボンシトロジ
正ビズギル
ミオジビル
金線サイダー

達用御省内宮
社會式株酒麥本日大

後付 三

仙臺味噌醤油株式會社
社長佐々木重兵衛

仙臺市古城丁

後付 二

秋保溫泉
 秋保溫泉
 温泉クラブ
 仙台市近郊
 電車五十分
 佐勘旅館
 風光明媚 經費至廉
 内湯
 御遊覽の御一泊と
 一日の御清遊

秋保電車直營

後付 五

三陸汽船株式會社

後付 四

- | | |
|---------|------------------------|
| 東京航路 | —(東京、三陸沿岸間(月四往復)) |
| 函館航路 | —(函館、三陸沿岸鹽釜間) |
| 金華山航路 | —(宮城、岩手兩縣及函館市命令(月三往復)) |
| 釧路航路 | —(宮城縣命令鹽釜釧路直航船(月三往復)) |
| 宮城縣鹽釜驛前 | |

電話 一一九番
築港二五一番

- | | |
|--------|--|
| 三陸沿岸航路 | —(鐵道省ト連帶運輸取扱
遞信省命令郵便遞送取扱) |
| 金華山航路 | —(參拜探勝日歸往復) |
| 船渠部 | —(鹽釜港内杉ノ入地先 電話一五七番
壹千噸級乾船渠 三百噸級引揚船渠ノ設備アリ) |

石城銀行組合

入山採炭

湯本礦業所

磐城セメント株式會社

四倉工業所

株式會社 磐東銀行
常陽銀行平支店 同
常陽銀行湯本支店 同
常陽銀行植田支店 同
七十七銀行平支店 同
福島貯蓄銀行平支店 同
福島縣農工銀行平支店 同

福島縣石城郡湯本町
電話 平五七三七
福島縣石城郡內鄉村
電話 湯本一三七五八六

福島縣石城郡四倉町
電話 一三番六七七
市 9番 99番
電話 植田二四二五番

平市長青沼鋒太郎

縣會議員 野崎滿藏

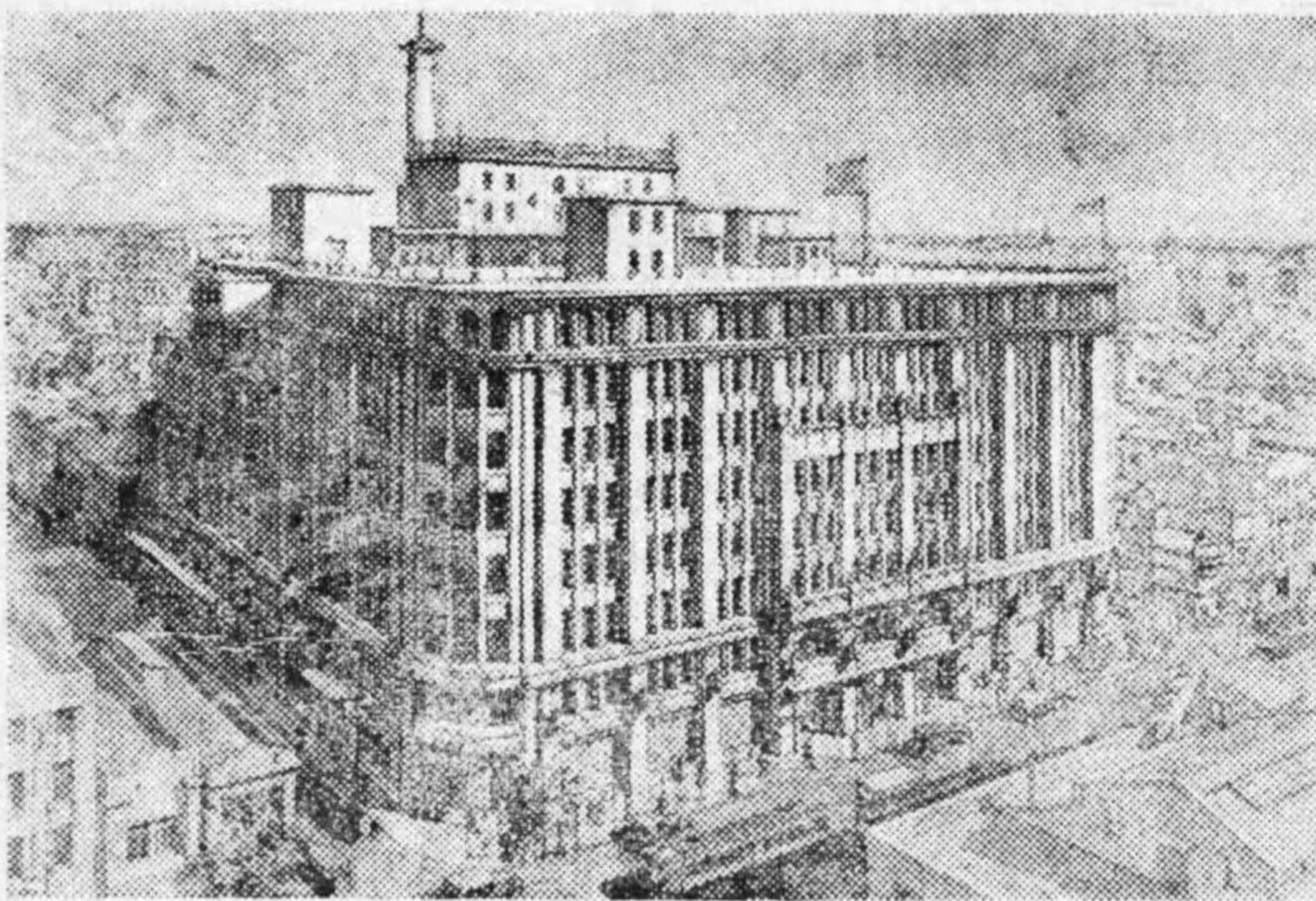
福島縣小名瀬町
縣會議員長 小野晋平

福島縣石城郡錦村

市會議員 蓮沼龍輔
頭縣會議員 關内正一
平消防副組長 助役高木保
收入役樋口保

昭和人絹
錦工場
電話 植田二四二五番

久
釜屋商店



日本橋 東京
高島屋

はに店來御
省線：東京驛八重洲口
市電：日本橋又は通三丁目
バス：日本橋高島屋前
地下鐵：日本橋高島屋口

お買物は
皆様の高島屋へ

昭和九年事業開始

青
東
未
禁
照
電
電
氣
高

第一期買收	青森・弘前・八戸三會社
買收金	17,580,000圓
第二期買收	七戸・大湊・川内・奥入瀬四會社
買收金	1,839,000圓
第三期買收	大湊水電・西海電氣二會社
買收金	822,660圓
供給區域	三市八郡(21町124ヶ村)
需用狀況	
電燈取付	450,074燈
電 力	15,285KW
電熱其他	418KW
業 績	(昭和十一年度)
實 績	3,462,968圓
豫 算	3,010,287圓
差引增收	452,681圓

青森營業所
弘前營業所
八戶營業所
五所川原營業所
七戸營業所
田名部營業所
出張所

後付
九

安積疏水普通水利組合

福島縣郡山市

後付 二

監査役
常務取締役
監査役
常務取締役
役員
伯爵

南田安渡板
部村彦
利平
英顯要郎郎

監査役
常務取締役
監査役
常務取締役
役員
伯爵

岩手殖產銀行



資本金立貳百拾萬圓也（全額拂込済）

盛岡市紺屋町

小野寺良亮

監査役
常務取締役
監査役
常務取締役
役員
伯爵

私書口座九一四七一、四七九、四七三番
電話九一四七一、四七九、四七三番
郵便局第九號番

仙臺市東二番丁
(市電圖書館前下車半丁)
電話一、三〇二番

監査役
常務取締役
監査役
常務取締役
役員
伯爵

振替口座東京五一八七四番
電話二、二八〇番
番一二二番
電話三六〇番

小野良組

鐵道省指名
土木建築請負業

院長金森五郎

郡山腦病院
電話九二五番生

遞第二師團指定
信局指定

内海屋旅館

仙臺市東二番丁
(市電圖書館前下車半丁)
電話一、三〇二番

振替口座東京五一八七四番
電話二、二八〇番
番一二二番
電話三六〇番

電話二、二八〇番
番一二二番
電話三六〇番

福島縣立代用精神病院

凡ての御照會は
青森縣二木木町世界公園館事務所へ

電話六一三〇番

福島縣郡山市中町

株式丸伊吳服店
取締役社長今泉得三

電話三七七番
番一二二番
電話三六〇番

十和田湖畔休屋太陽

新築落成
電話三番

電話六一三〇番

佐々木旅館

岩手縣釜石市
電話三七七番
番一二二番
電話三六〇番

後付 一〇

岩手縣釜石市

日本製鐵株式會社

釜石製鐵所

後付二三

岩手無盡株式會社

盛岡無盡株式會社

三陸汽船株式會社本社營業部

電話二三六番

釜石魚市場株式會社

電話三五五番

大洋製冰株式會社

電話一一四番

盛岡電燈株式會社釜石營業所

電話二番

日本水產株式會社釜石冷凍工場

電話三一一番

釜石市社團

後付一三



凸版印刷株式會社

滿洲出張所

大阪工場

小石川工場

本社

下谷工場

本所工場

東京市下谷區二長町一番地

東京市下谷區二長町一番地

東京市本所區厩橋一丁目廿七番地

電話 新京五五七〇番

後付 一五

社會式株業工道鐵

地番六目丁六西座銀區橋京市京東社本
番五九六長・五三〇一・二五八三(57)座銀話電

前驛岡盛所張出
番五二〇一 話電

本社

東京市麹町區丸ノ内
二丁目十二番地

宮城縣本吉郡大谷村

大谷鑛山事務所

電話 津谷圓四番

所長 村上敬二

資金

金一億六千萬圓也

日本鑛業株式會社

域區給供手岩
縣田秋。縣

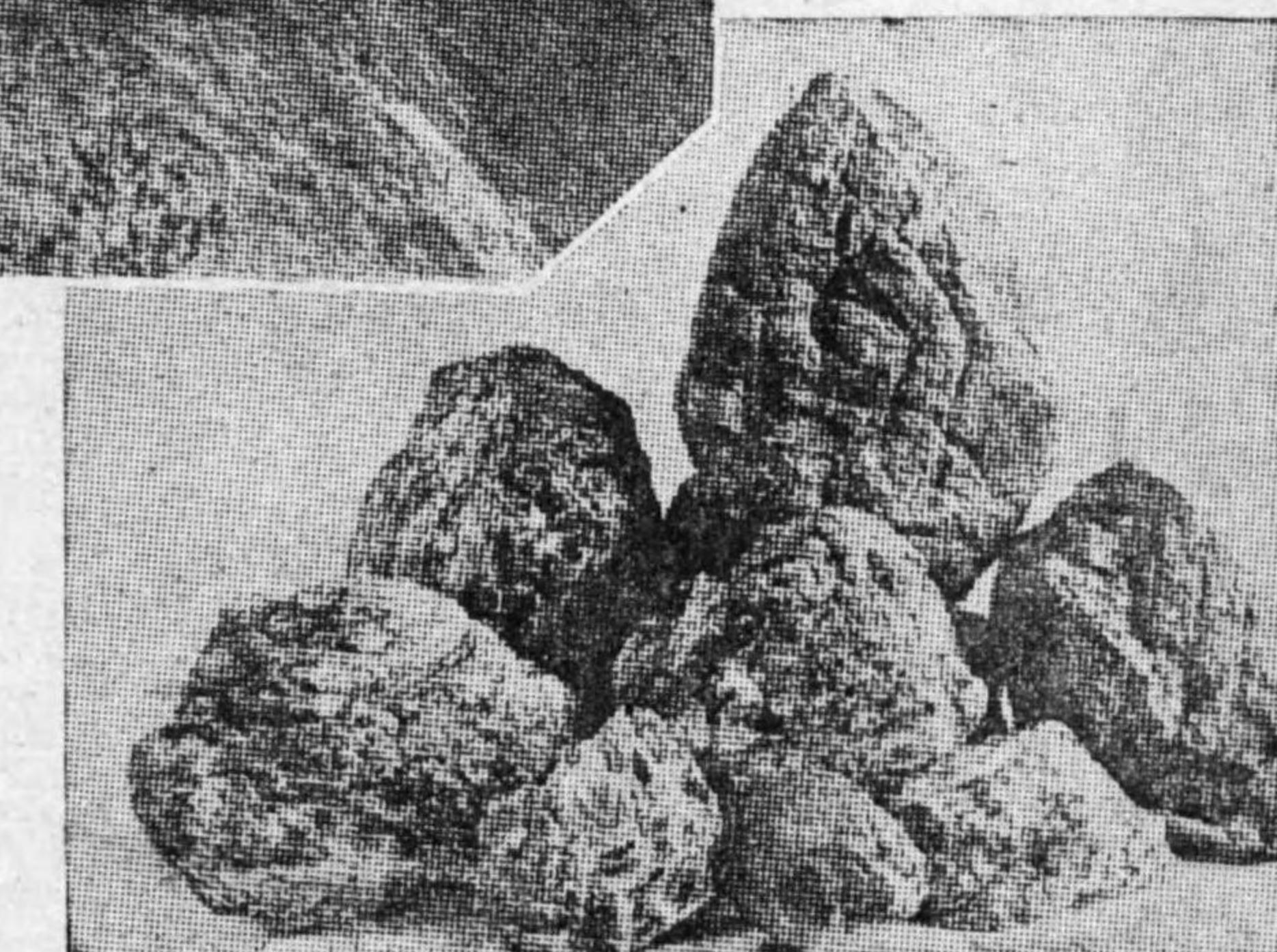
社會式株燈電岡盛

戶番七十二町屋紺市岡盛
○二三
○○
番番番
二二二
○○○

後付 一四

燒鶴

商標登記証明發明獎勵金下陸
專賣特許第一一四五七七號



東洋琥珀塗料

株式會社
敏道口堀長
役員総取務
日春

琥珀寶飾品一切
ワニス、耐酸、耐
アルカリ、耐燒付
着色、電氣絕緣塗料
酸性白土、活性白土

本社 東京市神田區神保町二丁目十九番地(相互九九)
電話九段(33)四一一一四一二四・四五七七
第一工場 東京市蒲田區羽田本町五八
第二工場 東京市大森區森ヶ崎町五八
第三工場 東京手縣九戸郡夏井村鳥谷

一名連店

仙臺市元寺小路
三文字屋吳服店
仙臺市新傳馬町
佐々久重商店
仙臺市東一番子
文化化キ木本
政岡豆本舗店
仙臺市元寺小路
(順)仙臺市東一番子
永樂園家具店
仙臺市國分町
永樂屋家具有限公司
仙臺市大町
株式會社藤原

商名

仙臺市大町四丁目
よろづ園茶舗
仙臺市南町
若生金物本店
仙臺市國分町
永樂屋吳服店
仙臺市東一番子
大原屋吳服店
仙臺市國分町
本田食料品店
仙臺市新傳馬町
鳳山酒造店
仙臺市東一番子
繁田園茶舗
仙臺市名掛町
岩崎吳服店

仙臺一

仙臺市南町
鈴喜陶器店
仙臺市元寺小路
森永製菓販賣會社
仙臺市新傳馬町
三文字屋吳服店
仙臺市東一番子
永樂園茶舗
仙臺市國分町
永樂屋家具有限公司
仙臺市大町
株式會社藤原

仙臺市元寺小路
三文字屋吳服店
仙臺市新傳馬町
佐々久重商店
仙臺市東一番子
文化化キ木本
政岡豆本舗店
仙臺市元寺小路
(順)仙臺市東一番子
永樂園家具店
仙臺南町
永樂屋家具有限公司
仙臺市大町
株式會社藤原

後付二八

支店所在地

縣

外

(東京市日本橋區茅場町一丁目一四(東京支店))

(福島縣平町、相馬原町、中村町)

仙臺市内

(名掛丁、國分町、二日町、木町通、大町、新傳馬町、元寺小路、宮町、荒町、河原町、原町)

仙臺市大町

電話代表四五〇〇番

日本銀行代理店

株式
會社

七十七銀行

取締役頭取 副頭取
 専務取締役
 支取配役
 常務取締役
 人役

山木中氏
 大庭家
 村清
 万
 七郎三吉輔

縣內支店(石卷、鹽釜、古川、氣仙沼、若柳、築明、飯野、志津川、渡波、大河原、吉岡、高濱、佐治、角田、中新田、高瀬、増田、岩沼、棚木、村田、白石、松島)

不動産抵當貸付 (田畠、宅地建物、各種財團)
 無抵當貸付 (公共團體、各種組合)
 手形割引 (國債、地方債、勸債擔保)
 短期貸付 (公共團體一時借入)
 預金有價證券保護預り



株式會社日本勸業銀行

山鶴秋仙盛青
 形岡田臺岡森
 支支支支支支
 店店店店店店
 鶴岡市馬場町
 山形市七日町

青森市米町
 盛岡市本町
 仙臺市東二番丁
 秋田市大町



株式會社日本勸業銀行

青森 盛岡 仙台 岩手 田代 森形
山形 岡田 岩岡 仙臺 仙秋 仙鶴

不動産抵當貸付 (田畠、宅地建物、各種財團)
無抵當貸付 (公共團體、各種組合)
手形割引 (國債、地方債、勸債擔保)
短期貸付 (公共團體一時借入)
預金有價證券保護預り

縣内支店 (石卷、鹽釜、古川、氣仙沼、若柳、角田、中新田、渡波、大河原、吉岡)
所在地 (岩出山、涌谷、小牛田、築明、佐沼、飯野川、志津川、亘理、田尻、岩ヶ崎)
登米、中津山、女川、高清水、増田、岩沼、楓木、村田、白石、松島

取締役頭取 副頭取 専務取締役
支取 配締役 常務取締役
大庭 経之 氏家 清
木村 清五 梅三吉 輔
山田 万郎

七十七銀行

日本銀行代理店 株式會社

仙臺市 大町

電話代表四五〇〇番

支店所在地

縣

外

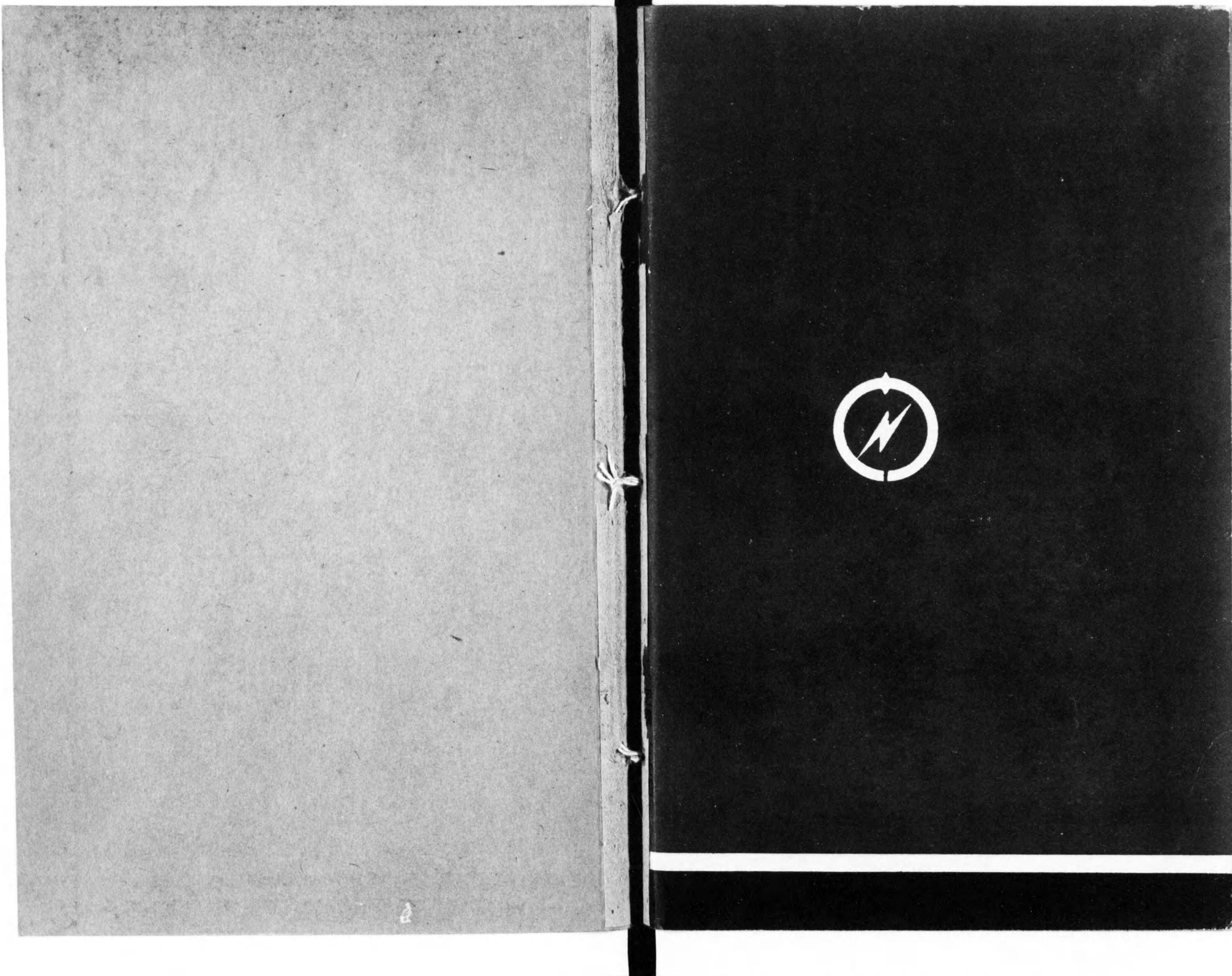
(東京市日本橋區茅場町一丁目一四(東京支店))

福島縣 平町、相馬原町、中村町

仙臺市内

(名掛丁、國分町、二日町、木町通、大町、新傳馬町)

元寺小路、宮町、荒町、河原町、原町



14.4
1081

終

